



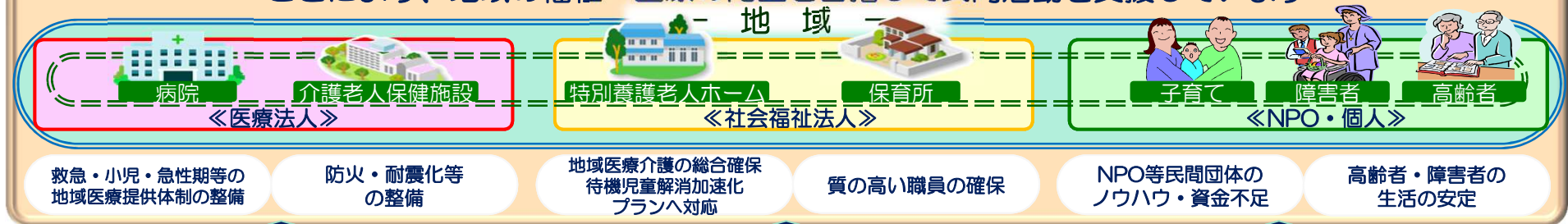
平成27年度業務実績説明資料

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

独立行政法人福祉医療機構

■福祉医療機構の事業体系図（平成27年度実績）

福祉医療機構においては、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援しています



福祉医療の施設整備を支援(長期・固定・低利)

福祉貸付事業【AO】

- 地域医療介護総合確保基金等に基づく整備 167件1,094億円
- 保育所等の整備 478件392億円
- 東日本大震災対応 23件23億円

・資金交付額については前年度に引き続き高い水準を維持(2,693億円)

医療貸付事業【AO】

- 耐震化整備事業 28件687億円
- 中小病院の整備 14件256億円
- 東日本大震災対応 11件35億円

・民業補完の推進を図る観点から、協調融資制度の対象を医療貸付事業に拡大

債権管理【AO】

- 福祉医療貸付事業のリスク管理 債権比率2.17%
- ※前年度に引き続き低い水準を維持
- イエローゾーン先へのフォロー

・リスク管理債権に対する更なる態勢強化等を図り、債権悪化を未然に防止

安定的な経営を支援

福祉医療経営指導事業【AO】

- 1セミナーあたり223人受講
- 個別経営診断309件実施
- リサーチレポート15回発信

・民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及
 ・各種経営診断メニューにより施設経営を支援

退職手当共済事業【AO】

- ＜平成27年度支給状況＞
- 約7万7千人に約1,015億円を支給
- 退職給付の平均処理期間 41.2日
- 電子届出システム利用率 87%

・電子届出システム改善を図るなど、利用者サービスを向上
 ・制度改正に伴う円滑な事業実施に向けた対応

WAM NET事業【A】

- 社福の財務諸表等電子開示システムの構築に着手
- ヒット件数 8,781万件
- 利用者満足度指数95.1%

・利用者ニーズに対応したコンテンツの提供等により、利用者の利便性向上

NPO等の活動支援、障害者・高齢者の生活支援

社会福祉振興助成事業【A】

- 新たな連携の強化 94.5%
- 利用者満足度 92.2%

・行政事業レビューにおける指摘を踏まえ各種改善を実施

心身障害者扶養保険事業【B】

- 財務状況を検証し加入者等に公表
- 運用利回り1.26%

・繰越欠損金28億円まで減少(当期総利益1億円確保)

年金担保貸付事業等【B】

- 閣議決定を踏まえた事業規模の縮減
- 今後の事業のあり方についての検討(アンケート調査の実施)

・必要な資金を無理のない返済となるよう融資
 ・利用者の生活の安定支援

承継年金住宅融資等債権管理回収業務等【A】

- 第三者弁済契約を10年間延長
- 適時的確に債権回収を実施
- 返済条件の変更 228件

・安定的な管理回収のため第三者弁済契約の延長の合意形成を実現

適切な業務運営のための組織・予算

業務・システムの効率化と情報化の推進【B】

- CIOを中心に業務・システム最適化計画を実施

・システム最適化を推進し安定的業務の質を確保
 ・情報化推進体制を強化

経費の節減【B】

- H24決算比
- ・一般管理費▲8.7%
- ・業務経費▲39.5%
- ラスパイレス指数 100.9ポイント
- (職員宿舍廃止に伴う住居手当増加影響控除後100.3)
- ・中期計画達成に向けて推移

財務内容の改善に関する事項【B】

- 財投機関債の発行等による円滑な資金調達
- 不要財産の国庫納付を着実に実施

・「事務・事業の見直しの基本方針」を着実に実施

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備【B】

- NPOに対する支援をワンストップで実施するため、助成事業部の再編などの組織見直しを決定

・機構業務の更なる効率化を推進

業務管理(リスク管理)の充実【A】

- リスク対応計画による実績評価と策定
- 情報セキュリティ対策としてネットワーク二重化に迅速に対応
- ・更なるガバナンス態勢の高度化を推進

人事に関する事項【B】

- 専門家を招いた研修等による人材の育成及び専門性の向上
- 期初の常勤職員数100%以内を達成

・人事評価制度の適正な運用

■福祉医療機構の業務実績 評価項目一覧

評 価 項 目		自己評価	ページ
評価項目 1-1	福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	A○	4
評価項目 1-2	福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	A○	8
評価項目 1-3	福祉医療貸付事業（債権管理）	A○	12
評価項目 1-4	福祉医療経営指導事業	A○	16
評価項目 1-5	社会福祉振興助成事業	A	20
評価項目 1-6	退職手当共済事業	A○	24
評価項目 1-7	心身障害者扶養保険事業	B	28
評価項目 1-8	福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）	A	30
評価項目 1-9	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	B	34
評価項目 1-10	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び 承継教育資金貸付けあっせん業務	A	36
評価項目 2-1	業務・システムの効率化と情報化の推進	B	40
評価項目 2-2	経費の節減	B	42
評価項目 3-1	財務内容の改善に関する事項	B	44
評価項目 4-1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	46
評価項目 4-2	業務管理（リスク管理）の充実	A	48
評価項目 4-3	人事に関する事項	B	52

（注）重要度を「高」に設定している項目については、自己評価欄に「○」を付している。

I 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

評価書

P4~9

1-1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

自己評価 A

評価の視点

- ・ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。
- ・ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。
- ・ 審査業務及び資金交付業務の平均処理期間については、中期計画を達成しているか。（中期計画：審査業務30日以内、資金交付業務15営業日以内）

重要度：高

- ・ 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日）においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備や地域包括ケアシステムの充実・強化が挙げられており、社会福祉施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。

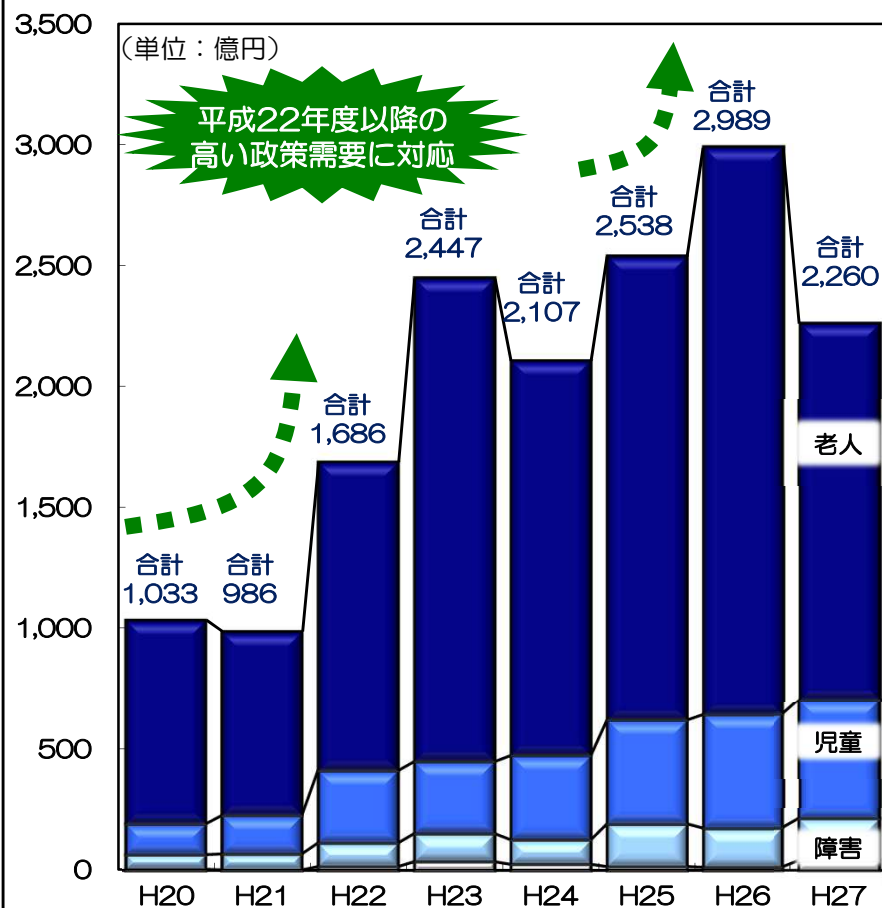
【評価項目1-1 評定理由】

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等に基づく整備、待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備、さらには東日本大震災の災害復旧・復興支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援した。その結果、資金交付額は2,693億円となり、前年度に引き続き高い実績となるなど、国の福祉政策に即した民間の社会福祉施設等の基盤整備を安定的かつ効率的に支援することができた。
- 融資相談（平成27年度相談実績1,738件（対前年度比約114%））を積極的に実施し、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を行うことと併せて貸付審査の迅速化を推進したこと、また、福祉施設と医療施設の合築の計画等に迅速かつ一元的に対応できるよう、福祉貸付部と医療貸付部を統合し、融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備するなど、利用者サービスの更なる向上を図ることができた。これらの取組みにより、貸付先を対象としたアンケート調査において、97.3%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。
- 貸付審査及び資金交付業務に係る処理期間については、迅速な対応に努めた結果、利用者の資金ニーズが増大する中、いずれも目標値を大幅に上回ることができた。また、協調融資機関数については、中期目標期間の最終年度に向けて、順調に推移しているところである。（達成度平均151%）
- 以上のとおり、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができたことから、A評価とした。

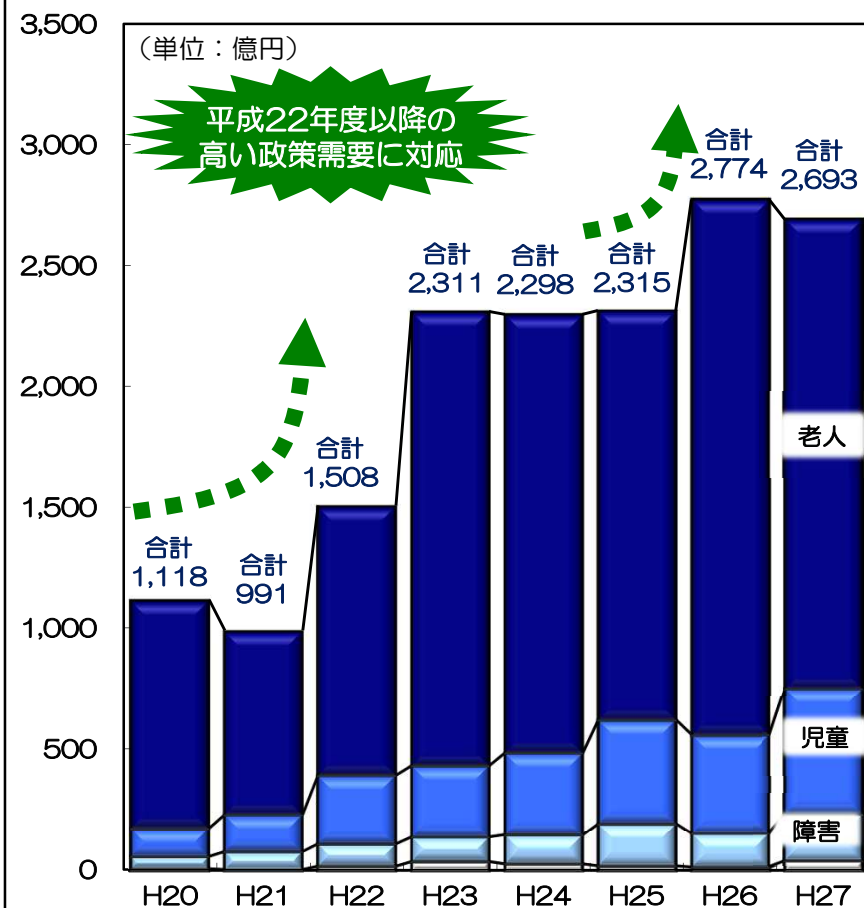


福祉貸付事業の実績

貸付契約状況の推移



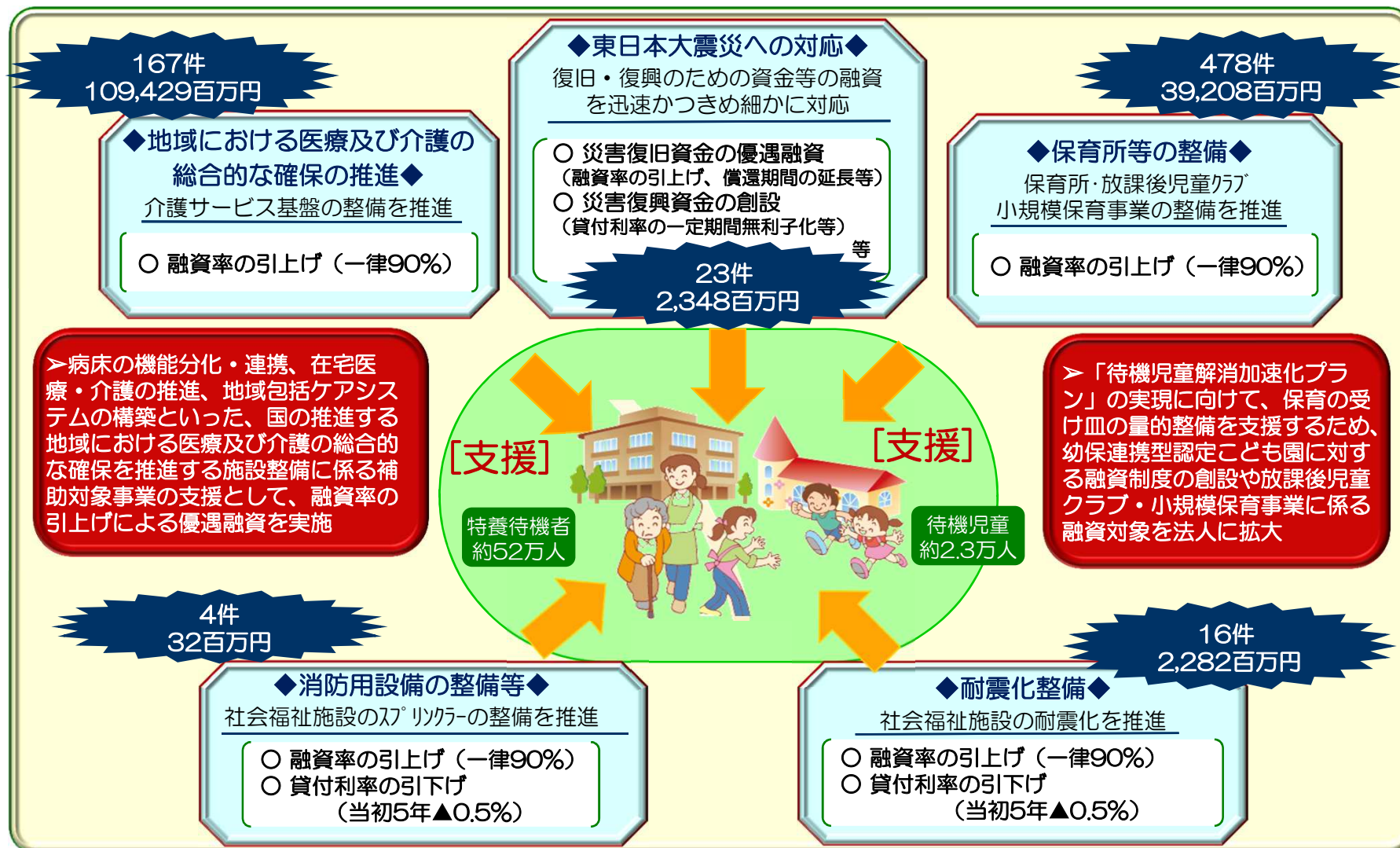
資金交付状況の推移



政策融資の果たすべき役割を踏まえ、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応した結果、資金交付額は前年度に引き続き高い実績をあげ、地域における福祉基盤の整備等に貢献



福祉貸付事業に係る政策適合性及び重点化



政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進、保育所等の整備、耐震化整備等について優遇融資を実施し、地域における社会福祉施設の基盤整備を支援

利用者サービスの向上

事業計画の早期段階からの融資相談

セミナー等において個別融資相談会を実施するとともに（26回）、事業計画の早期段階（補助協議前など）から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言

融資相談から審査のワンストップの対応体制

福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について、融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備し、迅速かつ一元的に対応

「融資のポイント」の周知

借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」をHPで公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知

民間金融機関へのノウハウ等の提供・協調融資の普及

民間金融機関への情報提供

- 機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向、経営動向等に関する情報を提供

全国地方銀行協会との意見交換

- 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換（3回）を実施

協調融資金融機関数の拡大

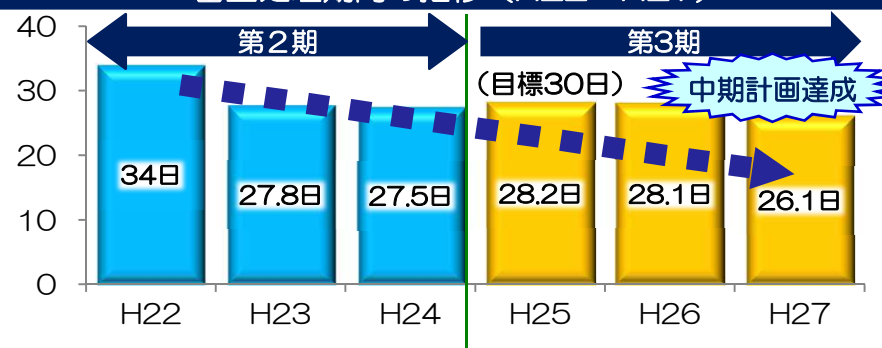
- 協調融資制度の覚書締結金融機関数については、制度利用者が円滑に民間資金を活用できるよう平成26年度末328機関のところ、平成27年度末においては339機関まで拡大

年度計画達成

達成度平均151%

審査・資金交付業務の事務処理期間短縮

審査処理期間の推移（H22～H27）



資金交付処理期間の推移（H22～H27）



1-2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

自己評価 A

評価の視点

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。
- 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。
- 融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。
- 審査業務及び資金交付業務の平均処理期間については、中期計画を達成しているか。（中期計画：審査業務30日以内、資金交付業務15営業日以内）

重要度：高

- 超高齢化社会に直面する中、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的に提供していくことが課題。「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日）においても、地域医療サービスの効率化・高度化や地域医療構想の達成が挙げられており、医療施設等の整備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要が高いものである。

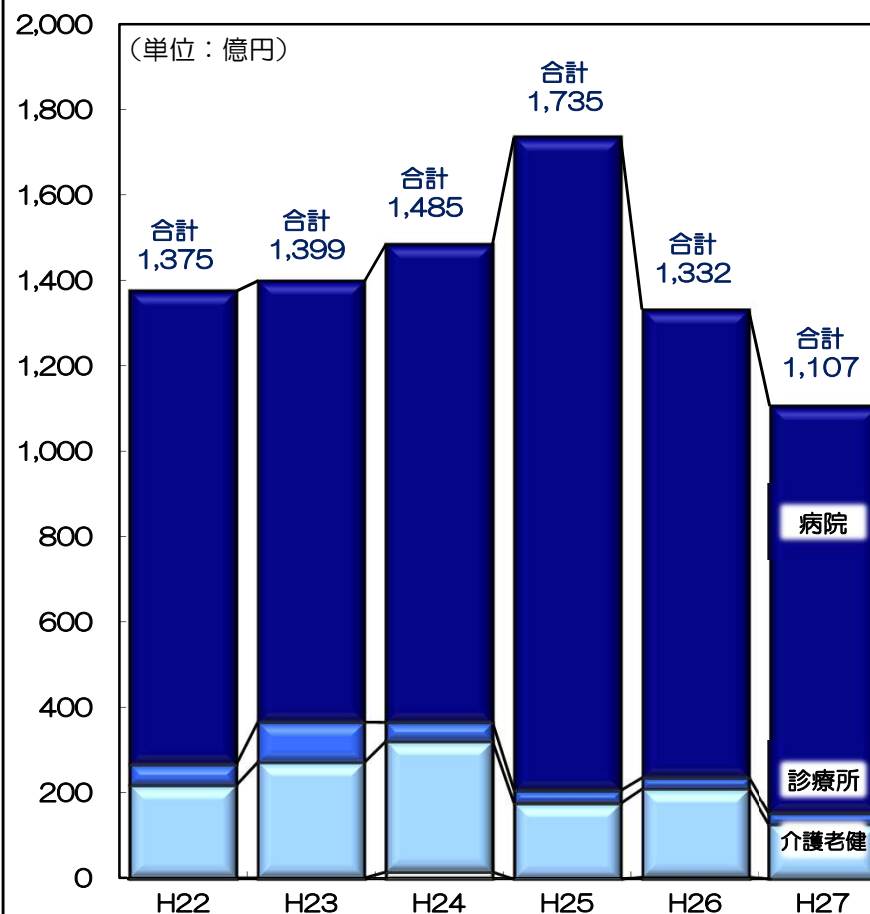
【評価項目1-2 評定理由】

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、医療施設の耐震化整備のほか、医療機能分化の観点から特定病院や中小規模病院に対する整備、さらには東日本大震災の災害復旧・復興支援など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援した。また、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、都道府県が策定する「地域医療構想」に基づき病床転換等の取組みを行う医療機関に対し、一定期間、元金を据え置くことができる融資制度（償還期間10年以内、据置期間4年以内）を創設することとした。
- 個別融資相談や訪問相談を積極的に実施したほか、貸付事業の円滑な実施の促進に資するため、地方公共団体や関係団体へ出向き、融資制度のPRを実施するなど利用者サービスの向上に努めた。
- 民業補完の推進を図る観点から、平成27年度から協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充するとともに、民間金融機関に対するノウハウ等の情報提供や全国地方銀行協会との意見交換を行った。
- 貸付審査及び資金交付業務に係る処理期間については、迅速な対応に努めた結果、利用者の資金ニーズが多様化する中、いずれも目標値を大幅に上回ることができた。（達成度平均162%）
- 以上のとおり、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができたことから、A評価とした。

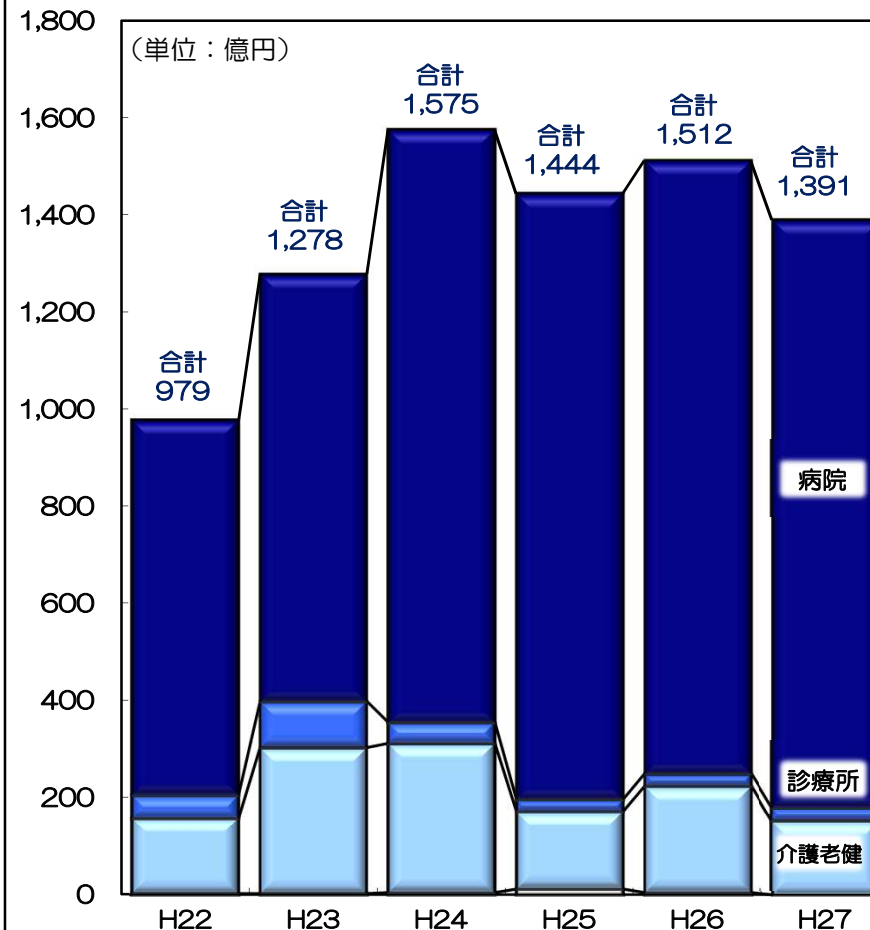


医療貸付事業の実績

貸付契約状況の推移



資金交付状況推移



政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備等の融資について、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域における医療基盤の整備等に貢献



医療貸付事業に係る政策適合性及び重点化

28件
68,712百万円

◆耐震化整備◆

医療施設の耐震化を推進

- 融資率の引上げ（一律95%）
- 最優遇金利を適用（当初5年▲0.5%）
- 貸付限度額の引上げ 等

➤国土強靱化アクションプラン2015の達成に向けて、耐震化が未整備の病院等（平成27年度調査においては約3割）に対する支援として、融資率の引上げ等による優遇融資を実施

◆特定病院に対する融資◆

医療の機能分化の推進

- 貸付限度額の引上げ

33件
86,302百万円

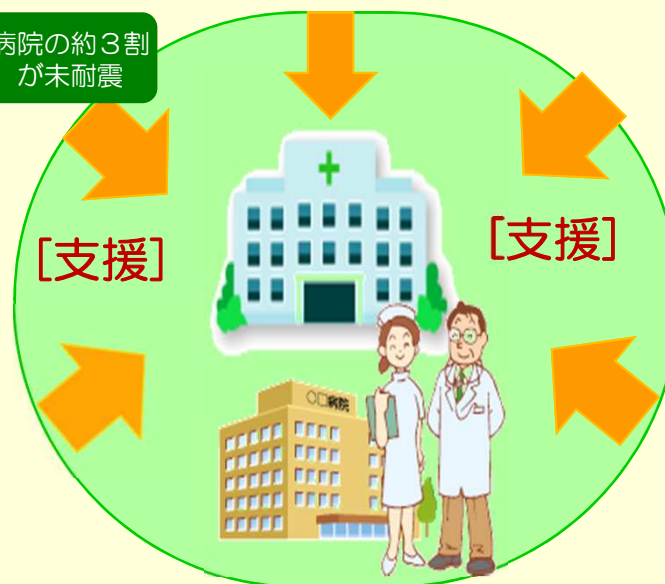
◆地域医療構想支援資金の創設◆

（平成28年度より実施）

都道府県が策定する「地域医療構想」に基づき病床転換等を行う医療機関を支援

- 長期運転資金の償還期間・据置期間の延長（償還期間最長10年、据置期間最長4年）

病院の約3割が未耐震



11件
3,468百万円

◆東日本大震災への対応◆

被災地の復旧・復興を支援

- 災害復旧資金の優遇融資（貸付利率の一定期間無利子化等）
- 機械購入・長期運転資金の優遇（貸付利率の一定期間無利子化等）等

➤上記による優遇融資のほか、東日本大震災で被災した貸付先について、東日本大震災事業者再生支援機構と連携し、債権譲渡により債務を軽減するとともに、新規融資による再生支援を行うなど柔軟な対応を実施

◆中小規模病院に対する融資◆

施設整備の推進

- 融資率引上げ（一律90%）

14件
25,629百万円

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、医療機能の分化の推進や、病院の耐震化整備等について優遇措置を講じた融資を実施し、地域における医療施設の基盤整備を支援

利用者サービスの向上

融資相談の充実・ 融資制度のPR等

- 融資相談会を全国10ブロック計23回開催（89件）、また、セミナー等で個別融資相談会を実施（12件）
- 個別訪問相談を実施（26回）
- 関係団体に赴き、融資制度のPRを実施（56回）

融資相談から審査の ワンストップの対応体制

- 福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合策の計画等について、融資相談から審査をワンストップで対応できる体制を整備し、迅速かつ一元的に対応

「融資のポイント」の周知

- 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」をHPで公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知

民間金融機関へのノウハウ等の提供

民間金融機関への情報提供

- 機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向、経営動向等に関する情報を提供

全国地方銀行協会との意見交換

- 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換（3回）を実施

協調融資制度の対象範囲拡充

- 平成27年度から、これまで社会福祉事業施設に限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充し、民間金融機関からの資金調達をより円滑に行うことができるよう、更なる民業補完の推進

審査・資金交付業務の事務処理期間短縮

達成度平均162%

審査処理期間の推移（H22～H27）



資金交付処理期間の推移（H22～H27）



1-3 福祉医療貸付事業（債権管理）

自己評価 A

評価の視点

- ・ 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施しているか。
- ・ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。
- ・ 債権区分別に適切な管理を行うとともに、リスク管理債権に対する態勢の強化を図っているか。
- ・ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援しているか。

重要度：高

- ・ 少子高齢化が進展する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築・維持することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日）においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備や地域医療サービスの効率化・高度化が挙げられており、貸付債権を適正に管理しつつ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図るため、経営の効率化や安定化に向けた支援を実施する本事業は重要度が高いものである。

【評価項目1-3 評定理由】

- 貸付債権の適正な管理を図るため、貸付先からの事業報告書等の継続的な収集・分析により経営状況の的確な把握に努めるとともに、改善計画の策定が困難な貸付先に対する「再建計画作成支援ツール」を作成するなど経営改善に向けた各種支援策等の取組みを実施したこと、また、イエローゾーン債権の抽出結果に基づき実地調査等を実施し、収支改善に向けた方策の提示を行ったこと、さらには過去3年間ににおける新規リスク管理債権化までの期間分析や貸出条件緩和実施4年後の債務者格付分析等を実施するなど、リスク管理債権の未然防止に向けた取組みを実践した。
- これらの取組みにより、平成27年度末におけるリスク管理債権比率については2.17%（対前中期目標期間最終年度実績（2.86%）比75.9%）となり、平成26年度に引き続き、低い水準を維持することができた。
- 東日本大震災で被災し、返済猶予中の貸付先全てに対して、運営状況や返済猶予状況についてヒアリングを実施し、必要に応じて貸付条件の変更措置を講じるなど、積極的な支援策を実施しており、引き続き、被災した社会福祉施設及び医療施設等の復興を支援するために取り組んだ。
- 昨今の医療施設等を取り巻く経営環境については、診療報酬等の改定を受け依然として厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の医療施設等の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援した。
- 以上のことから、A評価とした。



福祉医療貸付事業における適切な債権管理

平成27年度における取組み

◆貸付債権の適正な管理◆

貸付先の経営状況の分析等

- イエローゾーン債権抽出基準に基づき抽出を行い、抽出結果を役員及び貸付関係部へフィードバック
- 抽出結果に基づき実地調査等を実施し、収支改善に向けた方策等の提示
- 大口貸付先の償還確実性等を把握するため、関係部署と連携し、ヒアリングを実施（延べ56回、33貸付先）

リスク管理債権に対する態勢の強化

- リスク管理債権における大口貸付先占有率について分析を実施
- 過去3年間に於ける新規リスク管理債権化までの期間分析や貸出条件緩和実施4年後の債務者格付分析等を実施し、特殊債権等処理状況報告会において役員及び貸付関係部へフィードバック

債権悪化の未然防止

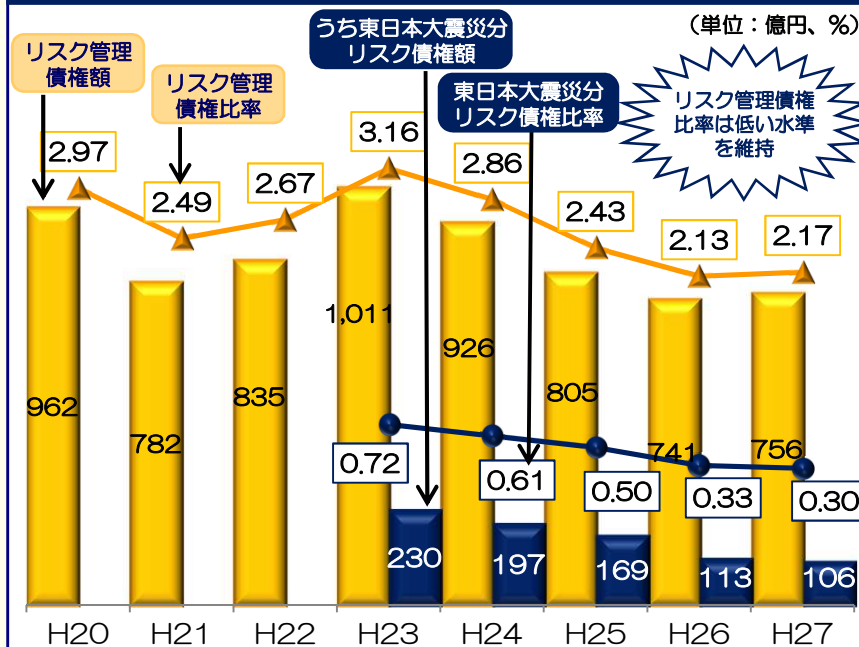
- リスク管理債権に係る情報について、ガバナンス委員会（毎月）に報告し、役職員で情報を共有化
- 改善計画の策定が困難な貸付先に対する「再建計画作成支援ツール」を作成するなど経営改善に向けた各種支援策等の取組みを実施

経営悪化先への対応

- 地域における福祉・医療施設の維持、存続を支援する観点から、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても対応方針を変えることなく、個別に適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を実施（119貸付先216資金）
- 案件の内容に応じ法的措置を実施（実質破綻・破産、担保権実行等）

イエローゾーン債権の抽出・分析、リスク管理債権化の期間分析等の実施によるリスク管理態勢の強化、再建計画作成支援ツール等を新たに作成し、債権悪化の未然防止に活用した結果、診療報酬等の改定を受け依然として厳しい経営環境の中、リスク管理債権比率は前年度に引き続き、低い水準を維持

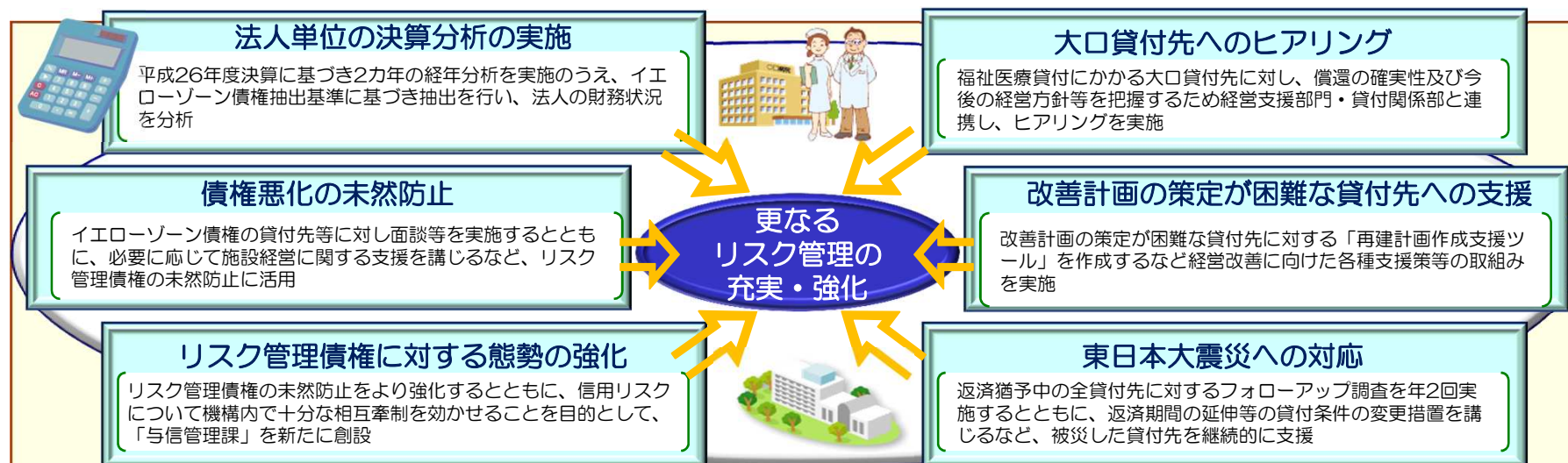
リスク管理債権額・比率の推移（H20～27）



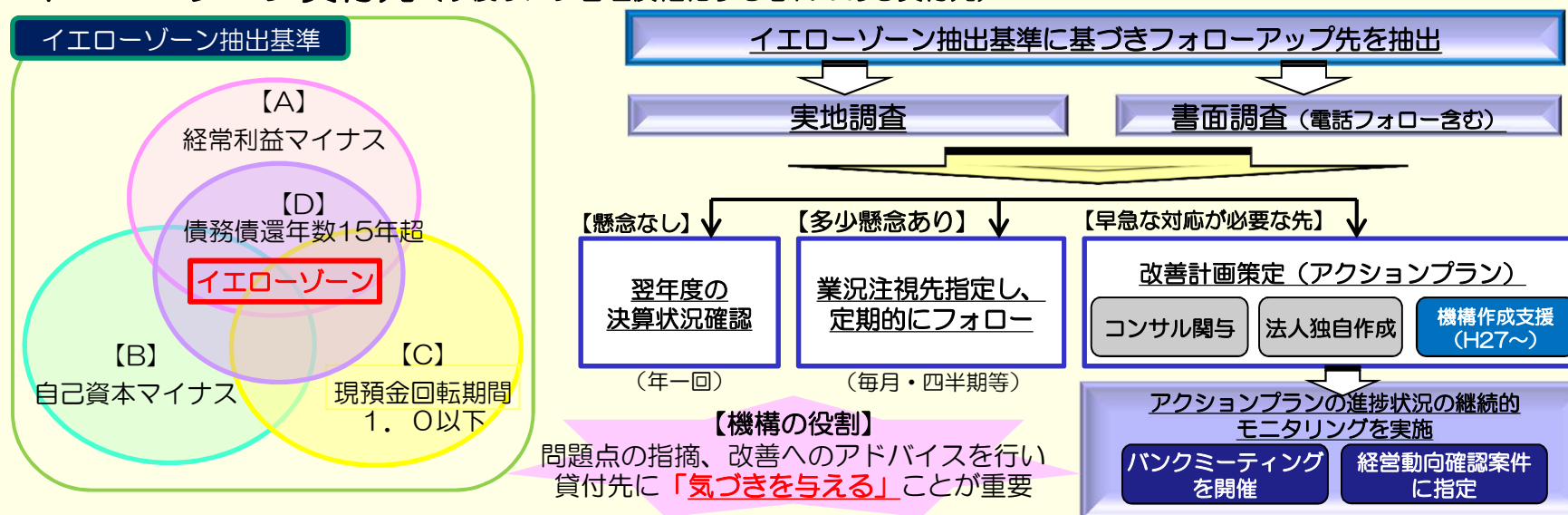
（注）H23以降、東日本大震災分を含めて計上している。

区 分	H27年3月末	H28年3月末	差 引
リスク管理債権比率	2.13%	2.17%	0.04%
破綻先債権	0.10%	0.06%	▲0.04%
6か月以上延滞債権	1.08%	0.92%	▲0.16%
3か月以上延滞債権	0.02%	0.03%	0.01%
貸出条件緩和債権	0.93%	1.15%	0.22%
リスク管理債権	741億円	756億円	15億円
総貸付残高	3兆4,776億円	3兆4,938億円	162億円

貸付債権の適正な管理・経営安定化に向けた支援



■ イエローゾーン貸付先（今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先） ■



正常貸付先のうち債権悪化の可能性がある貸付先(イエローゾーン)を抽出のうえ、継続的にフォローアップを行い、必要に応じて改善計画の策定、モニタリングなど積極的な支援を実施

東日本大震災への対応

東日本大震災直後から平成25年度までに実施した東日本大震災に対する特別措置の内容

東日本
大震災直後
(23年3月)

◆当面6か月の元利金の返済猶予◆

133貸付先193資金（残高456億円）

平成26年度
まで

◆元利金の返済を再開◆

95貸付先133資金
（残高約306億円）

◆全額繰上償還◆

11貸付先15資金
（残高約29億円）

◆債権の売却・償却◆

1貸付先1資金
（残高約8億円）

◆返済猶予延長又は継続◆
（平成26年度末）

26貸付先44資金
（残高約113億円）

全件フォロー
（年2回）

返済猶予貸付先フォローアップ調査の実施（平成27年度）

平成27年度

＜平成28年3月末現在＞

《元利金の返済を再開》
9貸付先11資金
（残高約15億円）

《貸付債権償却》
1貸付先1資金
（残高約4億円）

《返済猶予延長又は継続》
16貸付先32資金
（残高約94億円）

返済猶予先のフォローアップを全件実施（年2回）した結果、9貸付先11資金につき返済が再開するなど、正常化が図られた。残りの16貸付先については、平成28年度で返済猶予期間が満了することから、返済猶予の延長を希望する貸付先に対し実地調査等を行い、課題や問題点の分析を図るとともに施設の復興及び経営の安定化のため継続的に支援

1-4 福祉医療経営指導事業

自己評価 A

評価の視点

- ・ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。（中期計画：平均180人以上）
- ・ 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。（中期計画：平均80%以上）
- ・ セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催しているか。
- ・ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。
- ・ 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。（中期計画：1,400件以上、年度計画：280件以上）

重要度：高

- ・ 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日）においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備や地域医療サービスの効率化・高度化が挙げられている。こうした課題に対応していくためには、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進する必要があり、福祉医療機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営診断を実施する本事業は重要度が高いものである。

【評価項目1-4 評定理由】

- 1セミナーあたり受講者数、セミナー有用度、個別経営診断件数、個別経営診断有用度及び個別経営診断処理日数については、全てにおいて目標値を大幅に上回ることができた。（達成度平均134%）
- 民間金融機関の経営指導等の研修会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会との意見交換を行い、民間金融機関等への経営指導のノウハウの普及に取り組んだ。
- 社会福祉法人、医療法人等の経営者を支援するため、リサーチレポートを計15回作成するとともに、プレスリリースを実施し、マスコミに記事として85回引用（昨年度は33回）されるなど、関係者から一定の評価を得ることができた。
- 個別経営診断については、個別支援プログラムとして、「地域包括支援センター運営支援」、「利益改善に向けた業績評価支援」、「給与規程の総合改定支援」などのコンサルティング（12回）を実施し、より積極的な経営支援を実施した。
- 簡易経営診断については、平成27年度から社会福祉法人のガバナンス体制強化への対応として、法人単位での分析診断機能を追加し、診断内容の充実を図った。
- 以上のことから、A評価とした。

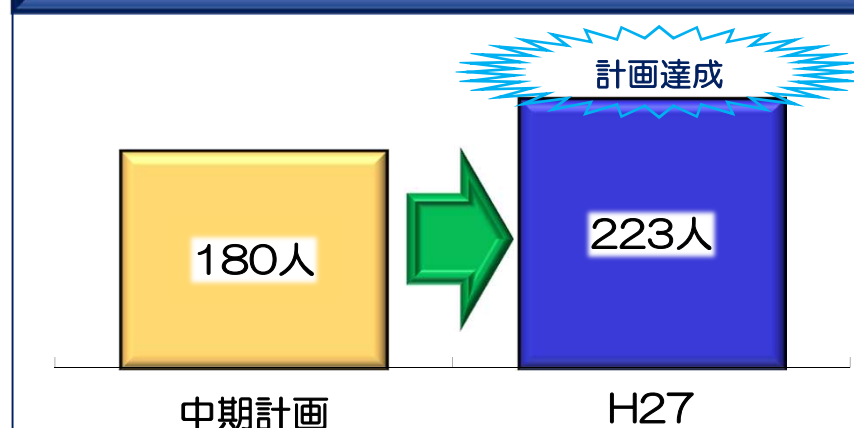


集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断の実績

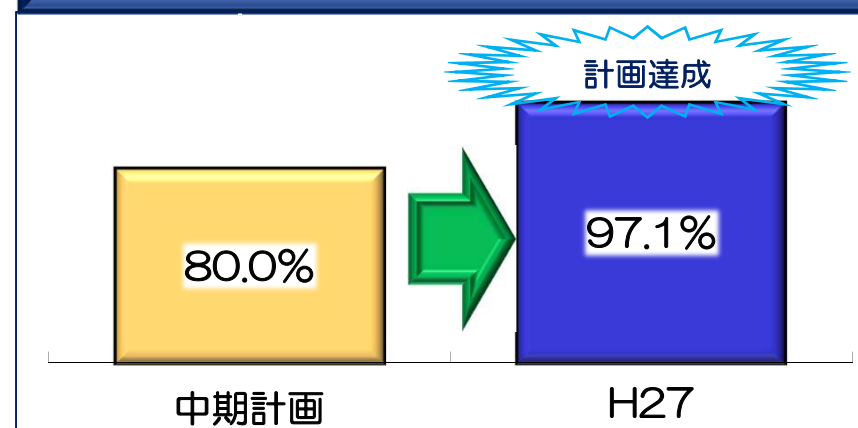
達成度平均134%

集団経営指導（セミナー）の開催実績

1 セミナーあたり受講者数

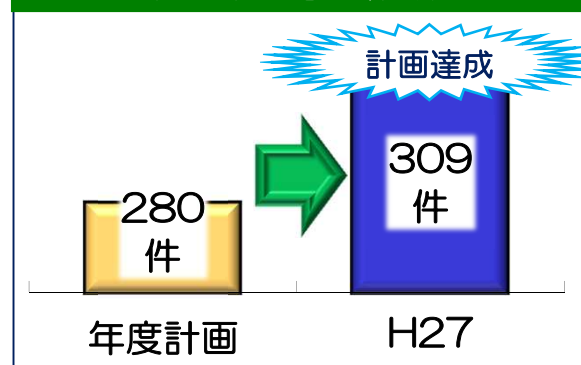


有用度指標

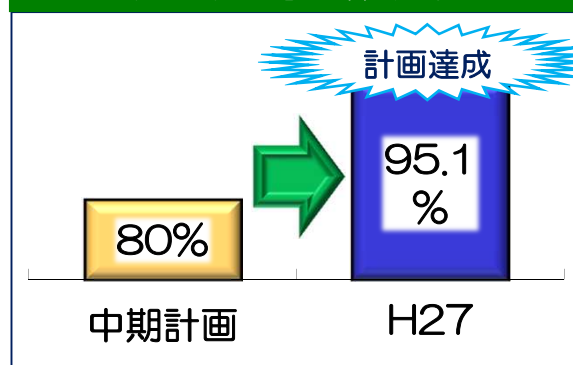


個別経営指導の実績

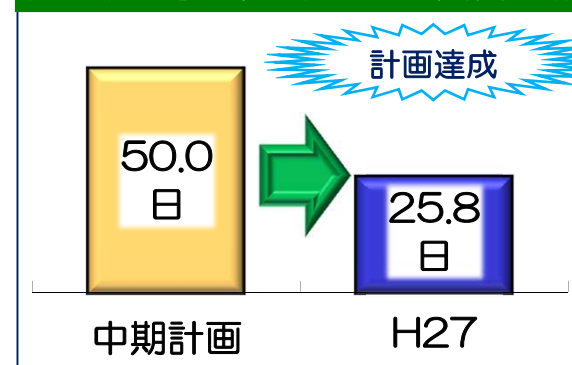
個別経営診断件数



個別経営診断有用度



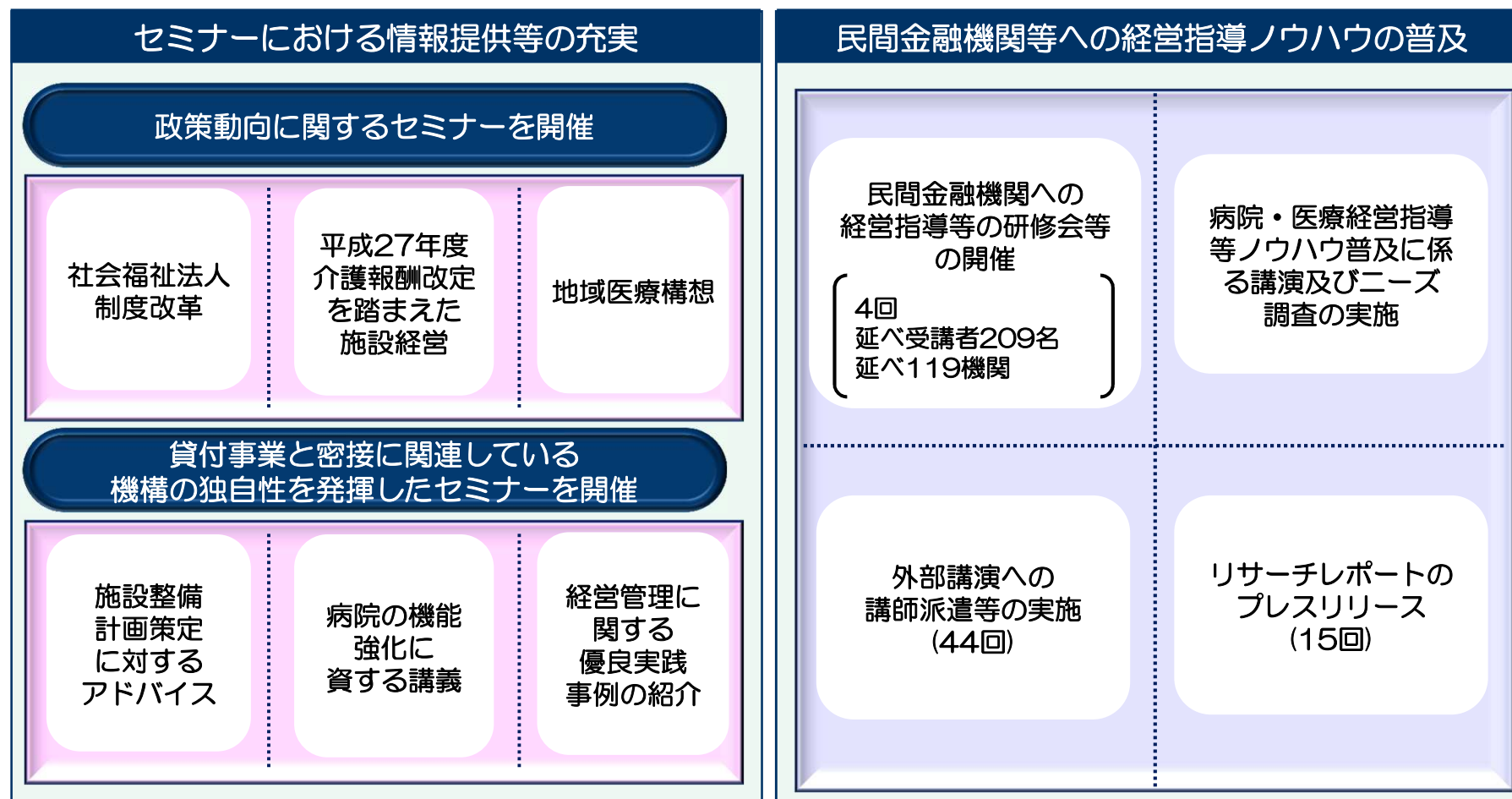
個別経営診断の平均処理期間短縮



「経営指標自己チェックシート」（無料診断）サービスを提供⇒

利用件数1,444件

セミナーにおける情報提供等の内容の充実等



- 地域包括ケアシステムや地域医療構想（ビジョン）など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うとともに社会福祉法人制度改革や平成27年度介護報酬改定を踏まえた施設経営に係る講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等により、講義内容を充実
- 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及における具体的な取り組み等として、民間金融機関への経営指導等の研修会、外部講演への講師派遣及びリサーチレポートのプレスリリースを実施

新規の経営指標や診断手法の策定等

社会福祉法人や医療法人の経営者支援としてリサーチレポートを作成

動向調査の実施

◆平成26年度決算における各種施設の経営状況◆

特別養護老人ホーム	病院
保育所	介護老人保健施設
老人デイサービスセンター	軽費老人ホーム
小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者GH
＋ 障害福祉サービス事業所（H27より追加）	

◆個別の内容◆

- ・赤字分析からみる社会福祉法人の経営リスク
- ・平成27年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート調査結果
- ・福祉施設の建設費
- ・医療法人の経営状況（H20-H25、H26）

◆社会福祉法人の動向調査◆

特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人に対する定期的な動向調査のため、モニターを選定（モニター数387件）し、動向調査を実施（2回）

マスコミに記事引用85回（昨年度33回）

個別経営診断メニューを設置

◆経営分析プログラム◆

経営分析に基づく改善策の可能性を提示

法人単位での財務比較による業界内での立ち位置、同種同規模等施設との財務比較及び安定性・機能性等優良施設との個別比較による分析を実施し、改善すべき課題について改善によるインパクト試算や改善策の可能性の広がり提示

◆ガバナンス診断プログラム◆

法人のガバナンスチェック及び評価

社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCAの考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示

◆個別支援プログラム◆

オーダーメイドコンサルティング

法人・施設の経営者が抱える様々な課題について機構のデータ等を多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を提示

- 地域包括支援センター運営支援
- 利益改善に向けた業績評価支援
- 給与規程の総合改定支援

簡易経営診断に、従前の施設単位での分析に加え、法人単位での分析診断機能を追加

施設単位分析

特養

ケア
ハウス

保育所

病院

老健



法人単位分析(平成27年度～)

社会福祉
法人

医療法人

- 個別支援プログラムとして、地域包括支援センター運営支援、利益改善に向けた業績評価支援、給与規程の総合改定支援などのコンサルティング（12回）を実施し、より積極的な経営支援を実施
- 社会福祉法人のガバナンス体制強化として、法人単位での分析診断機能を追加し、診断内容を充実

1-5 社会福祉振興助成事業

自己評価 A

評価の視点

- ・ 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表しているか。
- ・ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。
- ・ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。（中期計画：80%以上）
- ・ 審査・評価委員会において評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映しているか。
- ・ 助成先団体のうち、85%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。
- ・ 助成事業が対象とした利用者のうち、80%以上の利用者から満足しているとの回答が得られているか。
- ・ 助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成しているか。（中期計画：助成事業報告会参加者のうち、80%以上が満足していると回答）

【評価項目1-5 評定理由】

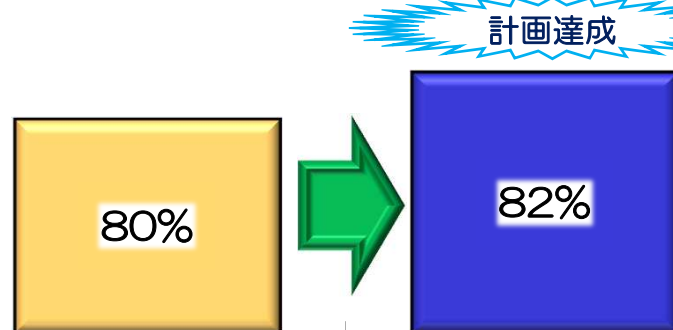
- NPO等への助成割合、助成金決定までの平均処理期間、助成事業による新たな連携強化の割合、助成事業の利用者満足度及び助成事業報告会の参加者満足度については、全ての項目において、目標値を大幅に上回ることができた（達成度平均123%）。
- 平成27年度分助成事業の募集にあたっては、厚生労働省行政事業レビューの評価結果等を踏まえて、国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的支援事業、助成限度額などについて見直しのうえ、募集要領を策定し事業を採択するとともに、助成事業部の再編によりNPOリソースセンターの創設を決定し、業務実施体制の見直しを行った。
- また、平成27年度分助成事業の選定にあたっては、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に特化するとともに、過去5年間に2回以上助成を受けた団体については審査時の更なる減点を行うことにより、固定化回避の強化を図った。
- 平成26年度分助成事業の事後評価については、「助成先団体による自己評価」、「ヒアリング評価」、「書面評価」を重層的に実施するとともに、ヒアリング評価を行った事業については、評価を担当した委員または機構事務局の所見や意見を付した上で、助成先団体に対してフィードバックし今後の事業内容の充実や団体運営の発展を支援した。
- これらを踏まえ、A評価とした。



社会福祉振興助成事業の実績

達成度平均123%

特定非営利活動法人等への助成

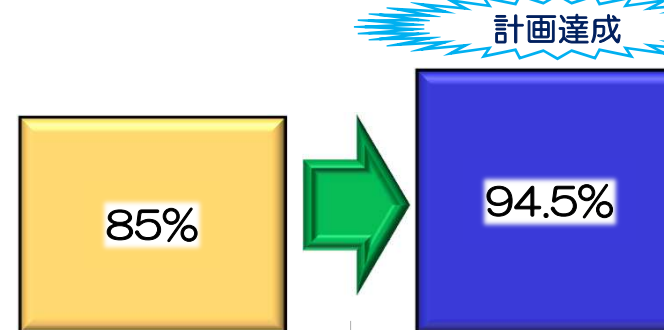


中期計画

H27

区 分	件数	割合
特定非営利活動法人	119	71.2%
非営利任意団体	18	10.8%
社会福祉法人	16	9.6%
公益法人	14	8.4%
合 計	167	100.0%

助成事業による新たな連携の強化



中期計画

H27

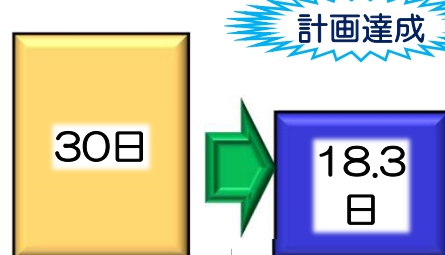
波及効果

他団体とのネットワークの構築

行政における制度化やモデル事業化

民間企業や社会福祉協議会等からの支援 など

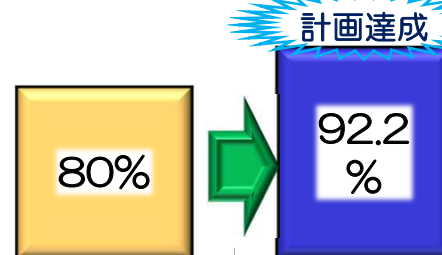
助成決定までの平均処理期間



中期計画

H27

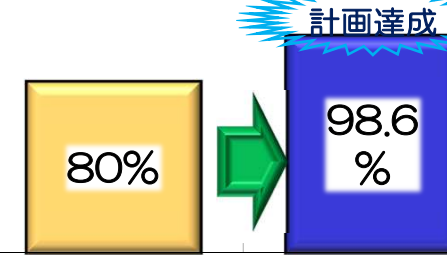
助成事業の利用者満足度



中期計画

H27

助成事業報告会等の参加者満足度



中期計画

H27

募集要領等の策定・公表

行政事業レビューの指摘を踏まえた対応

1. 事業内容見直し・審査体制の改善

事業内容の重点化

・自治体・民間と重複する対象事業を廃止し、連携・協働型助成へ重点化

固定化回避の強化

・連続応募団体については審査時の更なる減点を実施（5年間に2度以上の助成を受けた団体）

2. 事務費の見直し

事務担当者説明会の効率化

・e-learningの活用により、説明会回数を削減。（H25・13回→6回）

広報活動見直し

・事業報告会と募集説明会統合
・WAMNET（メルマガ、動画等）を活用した広報

3. 事業成果把握方法の見直し

応募時の成果目標の明確化

・応募様式に「数値目標」や「単年度の効果」の欄を設け、達成状況の管理・助言に活用

フォローアップ調査項目等の充実

・対外的波及効果に関する項目を追加し、制度化・モデル化された事業の成果を把握
・財源内訳を詳細化し、継続財源の確保状況を把握

4. 業務実施体制の見直し（平成27年度の実施）

NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで総合的、効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編し、NPOリソースセンターの創設を決定

平成26年度分助成事業の事後評価

○審査・評価委員会において「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、ヒアリング評価、書面評価等を実施
○フォローアップ調査により、助成実施後における事業の波及効果やモデル化・制度化に繋がった事業成果などを把握

反映

平成27年度募集要領

自治体・民間団体の助成などとのすみ分けをさらに明確にするため、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に特化

地域連携活動支援事業

・地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

全国的・広域的ネットワーク支援事業

・全国又は広域的な普及・充実を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り実施する創意工夫ある事業

重点支援分野（4分野）

多様な社会資源と連携・協働するシステムづくりを行いながら以下の課題に取り組む事業を重点的に支援

児童虐待防止

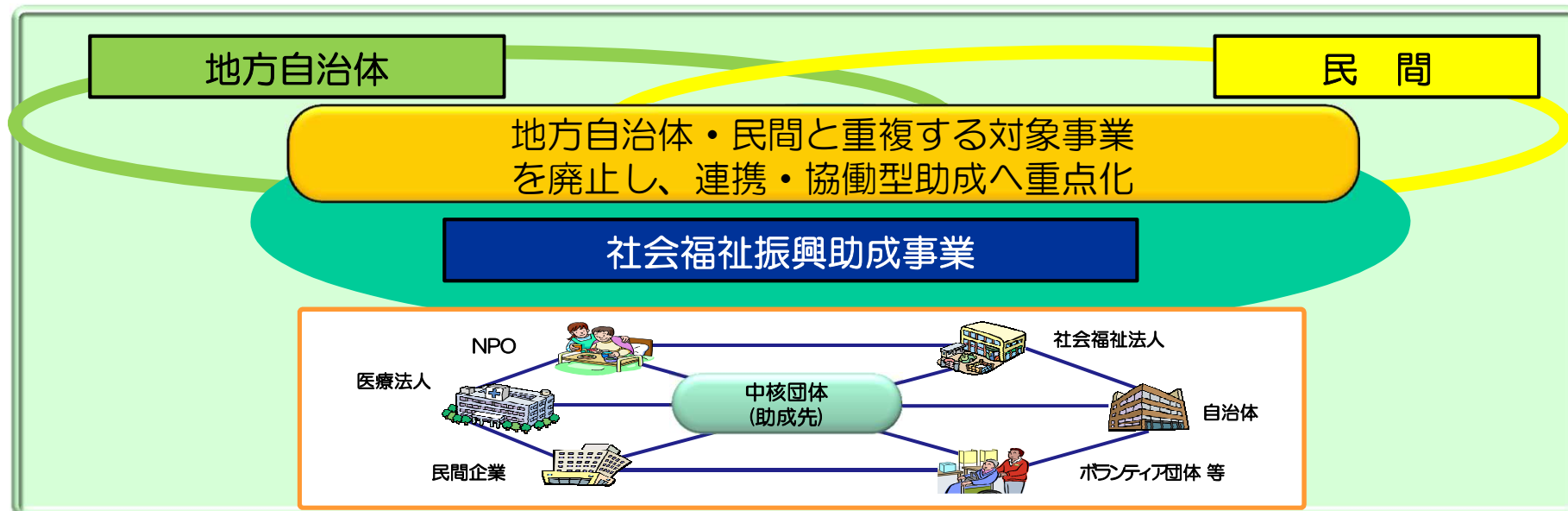
孤立防止・認知症対策

貧困・格差対策

東日本大震災被災者支援

以上の取組みを実施した結果、厚生労働省行政事業レビューでの指摘に全て対応

事業内容の重点化



固定化回避の強化・平成27年度採択実績

平成27年度募集要領

自治体・民間団体の助成などとのすみ分けをさらに明確にするため、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に特化

審査体制の見直し

連続応募団体については審査時の更なる減点を実施（5年間に2度以上の助成を受けた団体）

《平成27年度助成分採択状況》

区 分	要 望		採 択	
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)
地域連携活動支援事業	408	1,545	139	537
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	137	972	28	178
合 計	545	2,517	167	715

自治体・民間と重複する事業を廃止し事業を重点化するとともに、審査時の固定化回避の強化を実施

1-6 退職手当共済事業

自己評価 A

評価の視点

- ・ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。
- ・ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。
- ・ 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。
- ・ 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行っているか。

重要度：高

- ・ 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日）においても、保育士確保に向けた取組や福祉分野における人材確保対策の推進が挙げられており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人の職員処遇の改善と福祉人材の確保に資する重要な施策である。本事業は、同制度の実施主体として行う事業であり、重要度は高いものである。

【評価項目1-6 評定理由】

- 退職手当金支給に係る平均処理期間及び新規契約法人の電子届出システム利用申請率については、目標値を大幅に上回る実績をあげることができた。（達成度平均127%）
- 電子届出システムの利用率については、前年度を上回る87.2%となり、着実に利用率の向上を図るとともに、掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が0.27%となり、紙媒体提出者のエラー発生率1.45%と比較しても大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することができた。
- 共済法改正に伴う制度改正への対応については、実務研修会の開催、電子メール及びFAXなど、様々な手段を用いて周知を行うとともに、事務手続きに影響が生じないよう暫定システムによる準備を進めたこと等により、円滑な対応ができた。また、マイナンバー法施行に伴う事務手続きの変更についても実務研修会において周知・指導を行い、平成28年1月の法施行以降の事務手続きに円滑に対応した。
- 以上の取組みにより、年度計画を上回る実績をあげることができたことから、A評価とした。

退職手当金給付事務の平均処理期間短縮

事務処理期間の短縮に対する取組み

平成26年度までの取組み

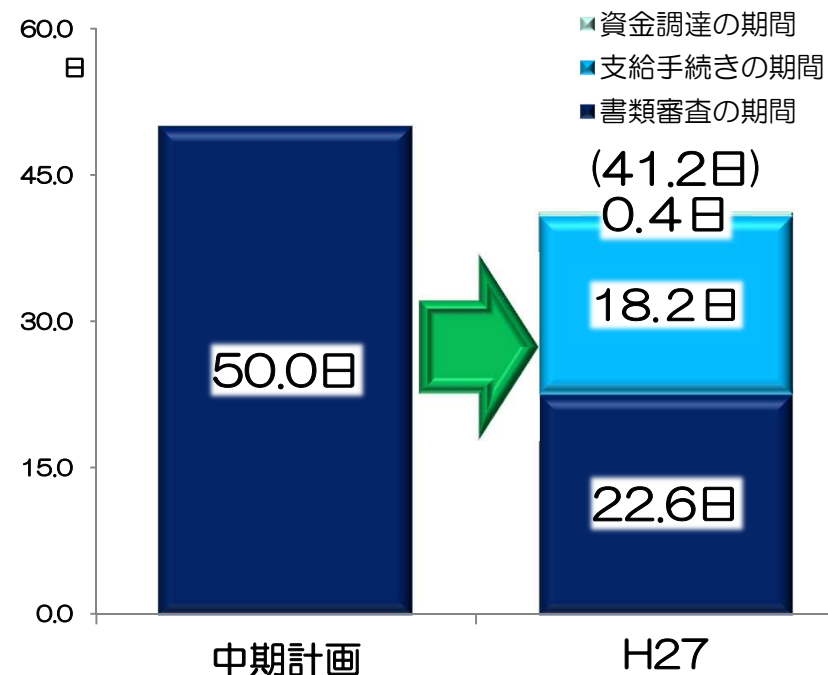
給付回数の見直し	実務研修会の開催
給付回数の増加 (月2回⇒4回へ)	適正な事務処理を周知
支給財源の確保	柔軟な人員配置
国や都道府県に対し都道府県補助金の早期入金を働きかけ	事務処理のピーク時に柔軟な人員配置を実施
担当職員事務の効率化	事務処理周知の重点化
事務処理の定量的目標を設定し処理率の向上を推進	広報において事務処理説明の重点化を図り事務ミスを減少
審査の効率化	システム改修による事務軽減
請求書の審査（不備照会）を一部電話照会に切り替え	エラー発生による不備照会文書自動作成機能の見直しを実施

平成27年度の取組み

電子届出システムの利用促進

退職届に係る電子届出システムの利用を促進するため、システム利用者へ周知（利用状況：87.2%）

平均処理期間（平成27年度）



退職手当金支給に係る事務処理期間を短縮
（利用者サービスの向上）

退職手当金支給に係る平均処理期間は41.2日となり、中期計画に定められた目標（50日以内）を達成

中期計画達成
（達成度121%）

提出書類の電子届出化等

電子届出化の取組み

利用者アンケートに
基づくシステム改善

利用者アンケートを踏まえ
電子届出システムの改善

システム操作マニュアル
・提出書類の電子化

電子届出システム操作マニ
ュアル及び届出様式の電子媒体化

効果

電子届出システムにおけるプラスの相乗効果

お客さまの
事務負担軽減

コスト削減
安全性確保

機構の
事務負担軽減

コスト削減

退職金給付ま
での日数大幅短縮

H18 : 91.7日
H27 : 41.2日

電子届出システム利用者へのアンケート調査において
95.8%の共済契約者が「事務負担が軽減された」と回答
(⇒年度計画の目標値：70%以上)

新規加入法人の電子届出システム利用申請

50.0%



65.9%

計画達成
(達成度132%)
H27

中期計画

電子届出システムの利用状況

13,647
法人
約83%



14,717
法人
約87%

H24

H27

効果

アンケート調査結果（事務処理の簡素化）

70%



95.8%

計画達成
(達成度137%)
H27

年度計画

掛金納付対象職員届の処理に係るエラー発生率

1.45%



0.27%

エラー発生率は
大幅に抑制

紙媒体

電子媒体

電子届出システムの利用促進策により利用者が更に増加し、①利用者の事務負担の軽減、②機構の事務の効率化、③退職手当金の給付までの日数の短縮とプラスの相乗効果により、利用者サービスが大幅に向上

利用者への制度内容の周知等

平成27年度取り組み

制度改正の周知等

法案審議状況に応じた制度周知

共済契約者に法案改正状況やそれ以降に発生する事務等についても周知を行うとともに、業務委託先が開催する実務研修会（42道府県）においても制度改正内容を周知し、93.7%の共済契約者から「改正内容が理解できた」との回答を得ることができた。

多様な周知手段

実務研修会、機構ホームページ、電子メール、FAXなど多様な手段を活用し、周知を行った。

制度改正のための体制強化

事務手続きに影響を与えないようあらかじめ暫定システムによる対応計画を立て、準備を進めるとともに、事務処理体制も通年よりも手厚く配置した。

マイナンバー法対応

マイナンバー法施行に伴う事務手続きの変更についても実務研修会等において周知を行った。

円滑な法改正対応

これまでの取り組み

事務処理の簡素化等の改善

問い合わせ対応体制の改善

○無人応答サービスの実施（24h）

話中の音声ガイダンス及び営業時間外の音声ガイダンスにて対応

○ヘルプデスク受付時間の延長

システム利用者に対する受付時間を1時間延長（4月中は通常営業時間17時までを18時まで延長）

○対応の標準化

電話対応者の対応の標準化を図るため、FAQを整備

○周知機能の強化

機構ホームページを整理して見やすくするとともに、掛金届出等の案内メールを配信

○照会内容の見える化・精緻化

対応ログを構築する仕組みを導入

利用者の利便性の向上及び負担が軽減

法改正（※）に伴う制度改正に円滑に対応するため、法案の審議状況に応じ、共済契約者等に対し多様な手段を用いて周知を行った結果、実務研修会において、93.7%の共済契約者から「制度改正内容を理解できた」との回答を得ることができた。
（※ 平成28年3月31日成立、同4月1日施行）

1-7 心身障害者扶養保険事業

自己評価 B

評価の視点

- ・ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。
- ・ 扶養保険資金の運用については、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経て策定した長期的に維持すべき資産構成割合（基本ポートフォリオ）を含む運用に関する基本方針に基づき適切に管理し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。
- ・ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。
- ・ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。
- ・ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。

【評価項目1-7 評価理由】

- 扶養保険資金については、基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで平成27年4月に見直しを行い、安全かつ効率的な運用を行った。
- 基本ポートフォリオとの乖離状況の把握回数、基本方針の見直し検討回数及び運用環境の検証回数については、目標値を達成することができた。
- 扶養保険資金の運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、厳しい運用環境のなか、資産合計で年1.26%を確保した。
- 機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。
- 機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合等を行うとともに、地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った結果、年金給付金支払決定件数に占める年金請求までに時間を要したケースの平成27年度の割合（1.70%）は、第2期中期目標期間の実績（5.24%）を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止を図ることができた。



運用の基本的考え方等

基本ポートフォリオ（平成27年4月1日）

区 分	構成割合	乖離許容幅
国内債券	74.5%	±8%
国内株式	8.5%	±5%
外国債券	8.5%	±5%
外国株式	8.5%	±5%
合 計	100.0%	—

心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで
基本ポートフォリオを策定

資産構成状況（平成27年度末）

区 分	時価総額	構成割合
国内債券	50,390百万円	70.7%
国内株式	6,878百万円	9.6%
外国債券	6,158百万円	8.6%
外国株式	7,862百万円	11.0%
合 計	71,289百万円	100.0%

※上記資産の他、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有。

扶養保険資金の特性を踏まえ、国内債券を中心とした
安全な運用を実施

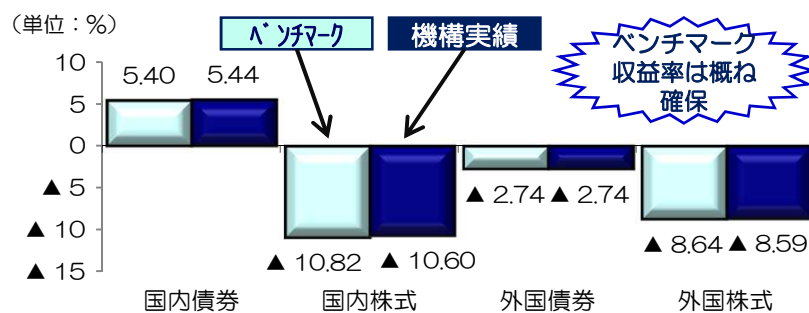


各資産の対ベンチマーク収益率との差

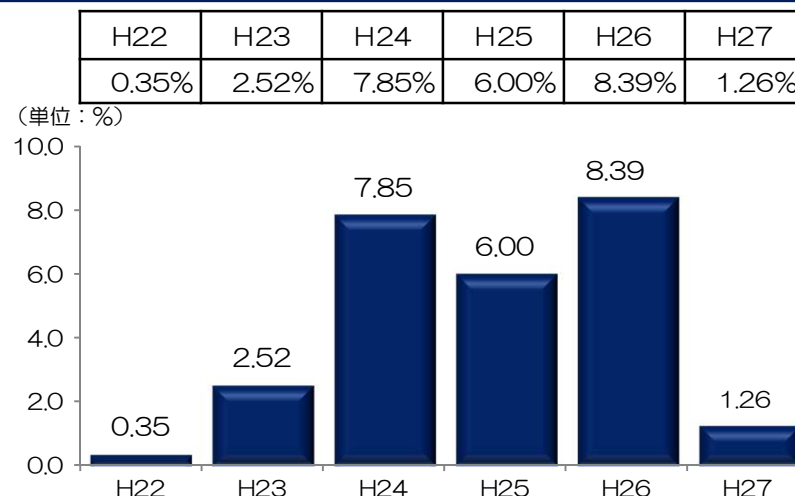
平成27年度運用環境

中国経済の減速、原油価格の低迷、円高等により
厳しい運用環境

ベンチマーク収益率との比較



運用利回りの推移（H22～H27）



1-8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

自己評価 A

評価の視点

- 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。
- 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めているか。
- 年間ヒット件数及びアンケート調査における情報利用者の満足度について、中期計画を達成しているか。（中期計画：ヒット件数7,000万件以上、満足度90%以上）

【評価項目1-8 評定理由】

- WAM NET基盤を活用した社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築については、厚生労働省及び機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的を開催し、システム要件定義書及び調達仕様書の作成にあたって適切に進捗管理を実施したことで、一般競争入札にて設計・開発業者の選定まで完了することができた。
- また、子ども・子育て支援新制度及び改正介護保険法施行等に伴い、提供情報の質の向上を図った。
 - ☞ 変更・制定された制度に係る経緯や概要等のポイントを整理した制度解説ページを新設
 - ☞ 「制度解説・ハンドブック」及び「福祉のしごとガイド」について全面的に改定
- 「WAM NET授産品・芸術品ギャラリー」の登録事業所数を拡大し、提供情報の拡充を図った。（平成26年度46事業所 ⇒ 平成27年度113事業所に拡大）
- WAM NETの利用状況調査を踏まえ、情報提供を見直し、利用者の利便性の向上を図った。
 - ☞ 厚生労働省等の会議資料を案内する「行政情報閲覧ランキング」及び都道府県ホームページの更新情報を案内する「都道府県RSS」について介護・医療等の分野ごとの情報提供を開始
- これらの取組みにより、ヒット件数及び満足度指数については、前年度を上回る実績をあげるとともに、中期計画に定める数値目標を達成した。
- 以上のことから、A評価とした。



社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築に着手

社会福祉法人制度改革

社会福祉法の改正（平成28年3月31日成立）により、社会福祉法人の事業運営の透明性を図るため、財務諸表等の公表について法令上明記

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

福祉医療機構法第12条第1項第11号（※）に基づく機構の業務として、WAM NET基盤を活用した電子開示システムの構築に着手

※福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

効果

国民に対する法人情報の提供

財務諸表等データの一元化

財務諸表等の作成事務の簡素化

所轄庁への届出業務の電子化（ICTの活用）

連絡用掲示板の設置

機構内の各担当部署と外部団体等との間に連絡用掲示板を設置し、高度な情報セキュリティを確保しつつ、各種事務手続きの円滑化を支援



基盤の活用

《円滑なシステム運用を推進》

メールマガジン等の配信

社会福祉振興助成事業における助成先団体等に対するメールマガジン
《23回・登録購読者数約4,200人》
退職手当共済事業の電子届出システムの利用者に向けたお知らせメールの配信
《15回・利用者数約14,700法人》

退職手当共済電子届出システム

共済契約者が提出する掛金納付対象職員届等についての電子届出システム
《利用率87.2%》

介護報酬改定等の影響等に関するアンケート

「平成27年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート」及び「特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人の経営動向調査」を実施

事業報告書等の電子報告システム

福祉医療貸付事業の貸付先が提出する事業報告書等の電子報告システム
《利用率67.5%》

国において医療等分野におけるICT基盤の利活用の促進に取り組んでいるなか、機構においてもWAM NET基盤を業務横断的に積極活用し、国の福祉保健医療施策の推進や機構業務の効率化を実現するとともに、利用者サービスを大幅に向上

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

提供情報の重点化

平成27年度の実施

子ども・子育て支援新制度
及び改正介護保険法施行等に伴う改正

- ☞ 変更・制定された制度に係る経緯や概要等のポイントを整理した制度解説ページを新設
- ☞ 「制度解説・ハンドブック」及び「福祉のしごとガイド」について全面的に改定

WAM NET授産品・芸術品ギャラリーの拡充

- ☞ 登録事業所数の拡大
(H26: 46事業所)
(H27: 113事業所)



これまでの実施

＜平成24年度＞

- 介護支援専門員向け情報提供の開始

＜平成25年度＞

- 介護保険最新情報の掲載
- 介護福祉士実務者養成施設情報の掲載
- 福祉のしごとガイド（資格・職種編）の掲載

＜平成26年度＞

- 福祉のしごとガイド（職場編）の掲載
- ケアマネジャーのしごとガイドの掲載
- WAM NET授産品・芸術品ギャラリーの掲載
- 被災福祉施設復興事例紹介の掲載



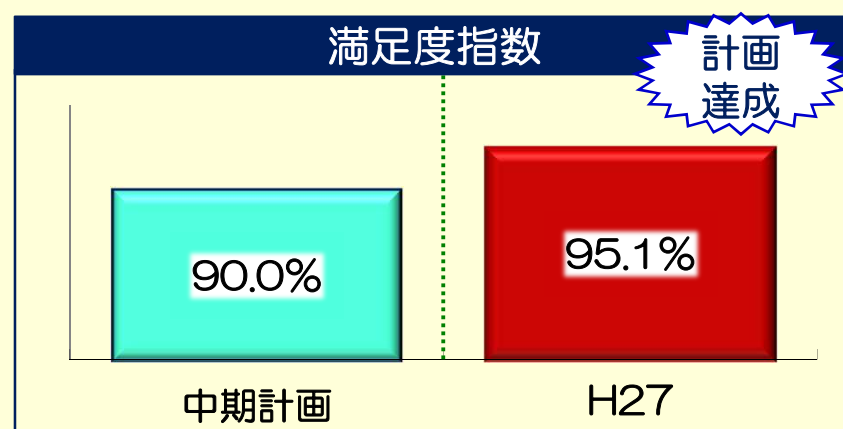
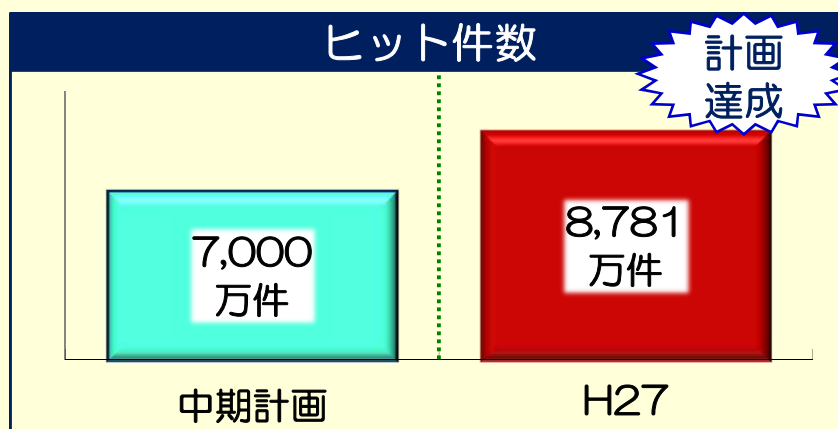
利用者数及び利用者満足度の向上

利用者ニーズへの対応

WAM NETの利用者アンケート調査等の結果を踏まえ利用者ニーズに的確に対応

これまでの取組み		
WAM NETラボの開設	RSSの配信開始	メールマガジンの見やすさ改善
Twitterの開設	スマホサイトのリニューアル	目的別タブの掲載情報を見直し
平成27年度の取組み		
イベント・セミナー情報のWeb上からの申込み		行政情報閲覧ランキング、都道府県RSSの見やすさ・探しやすさの改善

利用者の利便性の向上



1-9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

自己評価 B

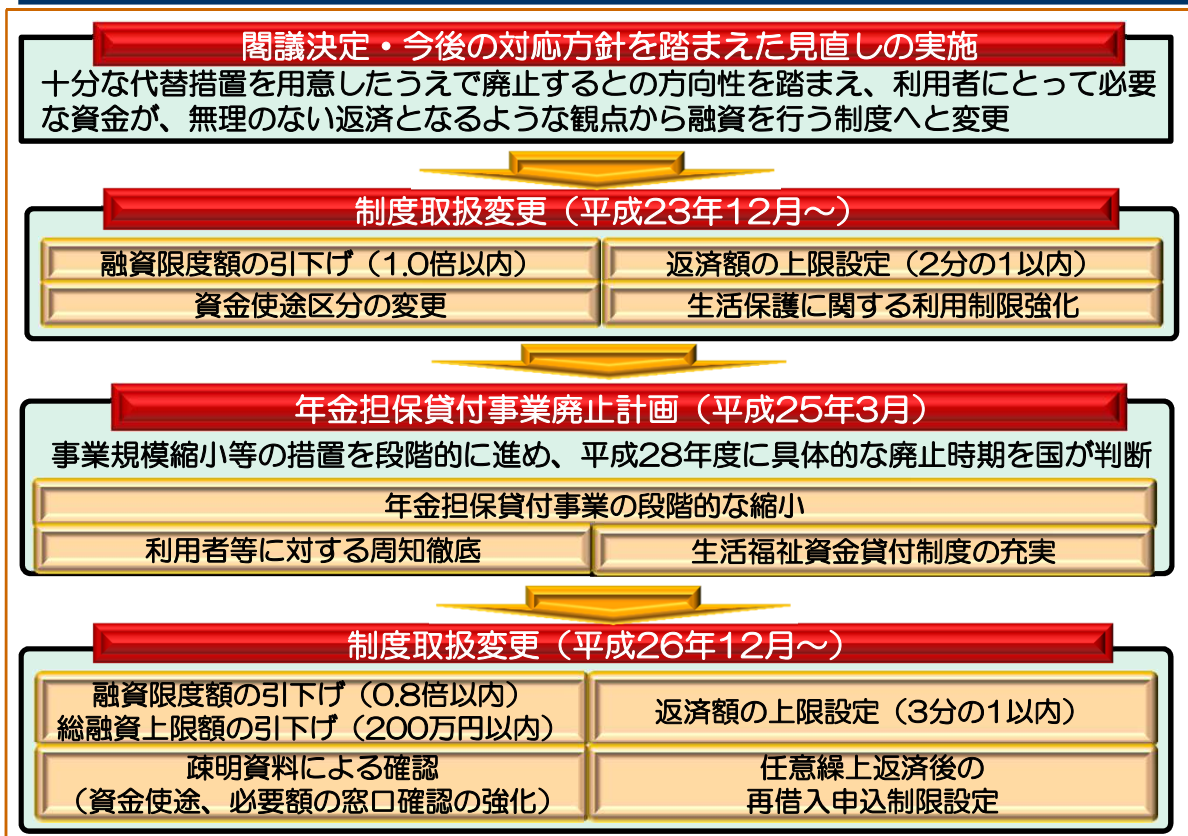
評価の視点

- ・ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。
- ・ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。
- ・ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。
- ・ 返済中に生活困窮となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。
- ・ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。

【評価項目1-9 評定理由】

- 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、平成22年4月の「行政刷新会議事業仕分け」及び同年12月の閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、国において平成25年3月に策定した「年金担保貸付事業廃止計画」に基づき、事業規模等の縮減を図ることが求められている。
- 平成27年度においては、平成26年12月の制度改正の内容について、受託金融機関や利用者に対する説明を通じて制度の定着に努め、引き続き「必要で無理のない貸付」を実施し、真に必要な資金需要に重点化したことにより、事業規模の縮小が図られた。
- 制度周知にあたっては、パンフレットの内容を充実するとともに、受託金融機関の他に福祉関係団体等の協力を得て、幅広く広報活動を実施した。電話による問い合わせに対して、自動応答システムを導入し、一般的な制度照会については24時間365日の案内が可能となり、利用者サービスの向上を図った。
- 平成27年度末の貸付残高は年金担保貸付事業で275,654件、878億円、労災年金担保貸付事業で4,256件、21億円となった。年度を通じて、年金担保貸付事業では102,046件、560億円、労災年金担保貸付事業では1,555件、13億円の融資を行っており、疎明資料等により資金使途や必要額が裏付けられた「一時的な資金需要」が根強く存在している。これを受けて、平成26年12月の制度改正から1年以上を経た現段階における本事業の利用実態等を把握するため、利用者10,000人に対するアンケート調査を実施した。

国において立案される計画への適切な対応等



真に必要な資金需要に重点化

平成27年度貸付実績

年金担保貸付事業
10.2万件 560億円

労災年金担保貸付事業
1.6千件 13億円

疎明資料に基づく
真に必要な融資

平成27年度末貸付残高

年金担保貸付事業
27.6万件 878億円

労災年金担保貸付事業
4.3千件 21億円

一時的な資金需要は
根強く存在

今後の年金担保貸付事業のあり方に係る検討

利用者の実態等を把握するためのアンケート調査を実施

- ☞ 制度変更後の借入者で28年3月末時点において返済中の10,000人を対象
- ☞ 対象者の自宅に調査票を郵送し、返信用封筒で機構に直接回答
（総回答件数:約3,700件、回答率:約37%）
- ☞ 調査項目は、現在の利用状況、他の借入状況、家計の状況、今後の借入、生活福祉資金貸付に関する質問等及び自由記述

今後の年金担保貸付事業
のあり方についての
国における検討に寄与

1-10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

自己評価 A

評価の視点

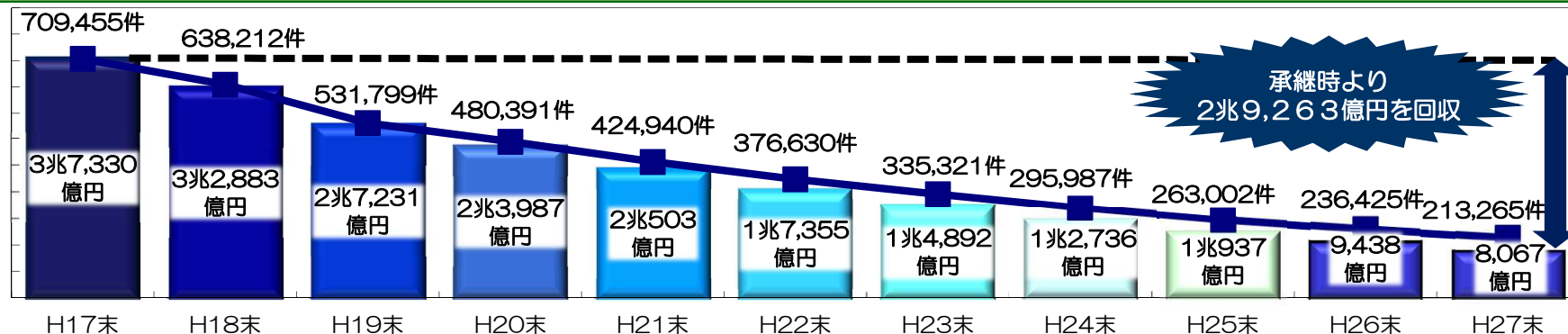
- 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生抑制に努めたか。
- 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。
- 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。
- 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。

【評価項目1-10 評定理由】

- 破綻した保証会社に代わって関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三者弁済契約の期限が、平成29年度に到来することを踏まえ、機構から提示した基本方針に基づき、転借人に大きな混乱を生じさせない対応を目指して関係者との協議を進めた。特に、対象となる13転貸法人のうち7法人については、10年間の存続ができない一方、関係金融機関への債権一括譲渡も難しい状況にあったため、これら7法人による新設合併（費用削減▲25%程度）を打ち出すとともに、現地訪問を含めて54回にわたる交渉・協議を重ねることにより、難航する調整を打開し、平成28年3月には13の転貸法人及び213の金融機関等全てとの合意形成を実現した。その結果、10年間にわたり第三者弁済契約を延長する取扱いを通じて、今後の安定的な業務運営に寄与する結果となった。
- 承継年金住宅融資等の貸付先について、年1回の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。
- 延滞債権については、転貸法人等に対し迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底、機構の直接競売申立の実施範囲の拡大、さらには、受託金融機関に対する適切な指示により、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を行い、債権の早期回収に努めた。
- 回収元金については、約定延滞防止や今後の償還計画の確認等の観点等から取り組んできた約定前の事務説明（20社）を平成27年度においては全貸付先（90社）に拡大したこと等により、直接貸付分については平均回収率25.3%を大幅に上回る51.1%（達成202%）の回収を図るとともに、福祉医療機構法改正（平成27年10月施行）を受けて、元本回収部分に係る国庫納付を従前の年1回から年4回の定期納付に変更する対応を平成28年1月から円滑にスタートさせ、公的年金の給付財源に結び付く一層効率的な枠組を実現させた。
- 以上のことから、A評価とした。

◆ 承継教育資金貸付けあっせん業務については、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日、閣議決定）に基づき、業務を休止中

融資残高と融資残高件数の推移



【年金特別会計への納付額】

区 分	H18年度分	H19年度分	H20年度分	H21年度分	H22年度分	H23年度分	H24年度分	H25年度分	H26年度分	H27年度分
元 本 償 還 分	4,424億円	5,647億円	3,241億円	3,481億円	3,140億円	2,457億円	2,150億円	1,790億円	1,481億円	1,368億円
利 息 分 等	1,283億円	1,114億円	913億円	780億円	668億円	566億円	482億円	413億円	337億円	299億円
合 計	5,707億円	6,761億円	4,154億円	4,261億円	3,809億円	3,023億円	2,632億円	2,203億円	1,818億円	1,667億円

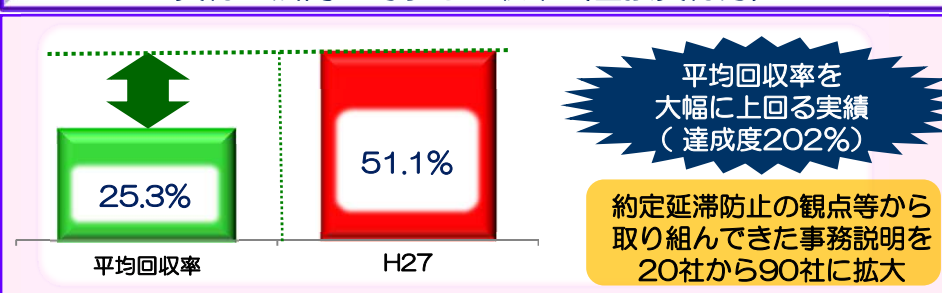
※1 独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第6項の規定に基づき、償還元金及び利息については、国庫納付するもの

※2 単位未満は切り捨て

平成28年7月29日
までに国庫納付

適時的確な回収等

貸付金残高に対する回収率（直接貸付分）



返済条件の変更措置等

返済条件の変更	民事再生法の適用による返済条件の変更	東日本大震災の被災者に対する返済条件の変更
211件	16件	1件

適時的確な債権回収を実施し、貸付金残高に対する回収率（直接貸付分において達成度202%）をあげるにより、安定的な年金給付財源の確保に寄与



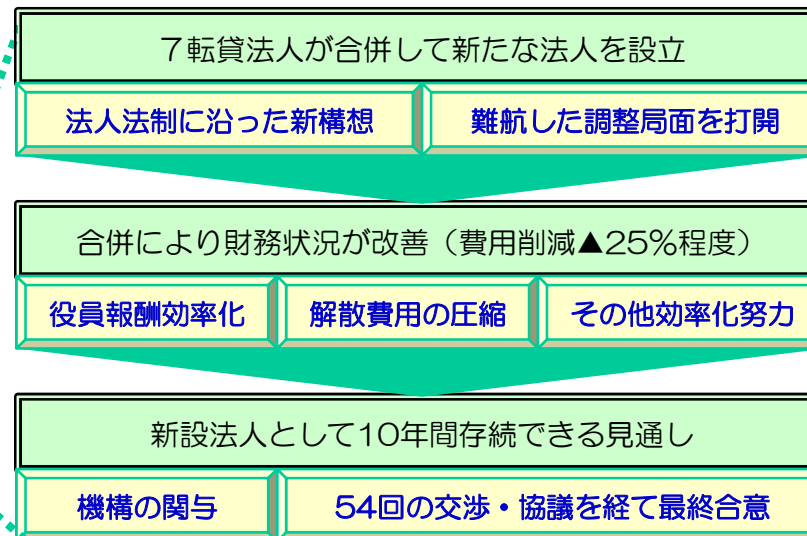
第三者弁済契約の延長に向けた合意の形成

破綻した保証会社に代わって、関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う「第三者弁済契約」の期限が平成29年度中に到来することから、その後10年間の対応に係る協議を進めてきたが、関係者間で難航する局面を乗り越えて28年3月に合意形成を実現。

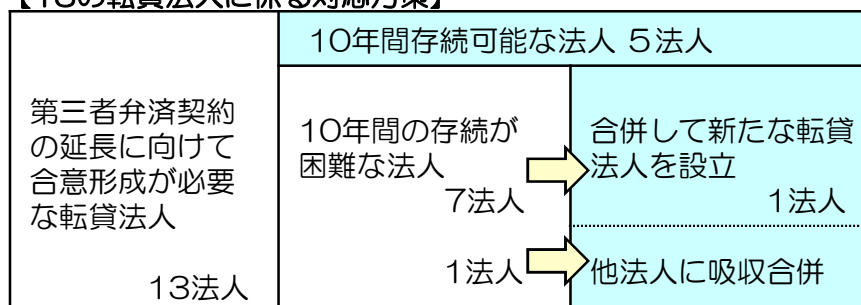
【合意形成に至るまでの経過】

	合意に至るまでの経過
平成26年11月	機構において「基本方針」を策定 ☞13転貸法人・213関係金融機関等に提示
平成27年10月迄の調整	存続が難しい転貸法人（8法人）のうち、 ・1転貸法人 ☞他法人に吸収合併（合意） ・7転貸法人 ☞関係金融機関との協議・調整が難航
平成27年11月以降の調整	7転貸法人について新設合併の構想を打ち出す ☞現地訪問等54回にわたる交渉・協議を実施
平成28年3月	13転貸法人に係る対応方策の全てについて、 213の金融機関等と合意形成を実現

新設合併の構想



【13の転貸法人に係る対応方策】



- ◇ 13転貸法人 ⇒ 6転貸法人に再編成
- ◇ 6転貸法人全てが第三者弁済契約を延長
- ◇ 機構債権に係る安定的な管理回収に寄与

7転貸法人の新設合併（費用削減▲25%程度）などにより、13転貸法人を6転貸法人に再編することを通じて、転貸法人・関係金融機関等の全てから第三者弁済契約を延長する合意形成を実現し、今後の機構債権の安定的な管理回収に寄与



回収業務における国庫納付の複数回化

福祉医療機構法改正（平成27年10月施行）の概要

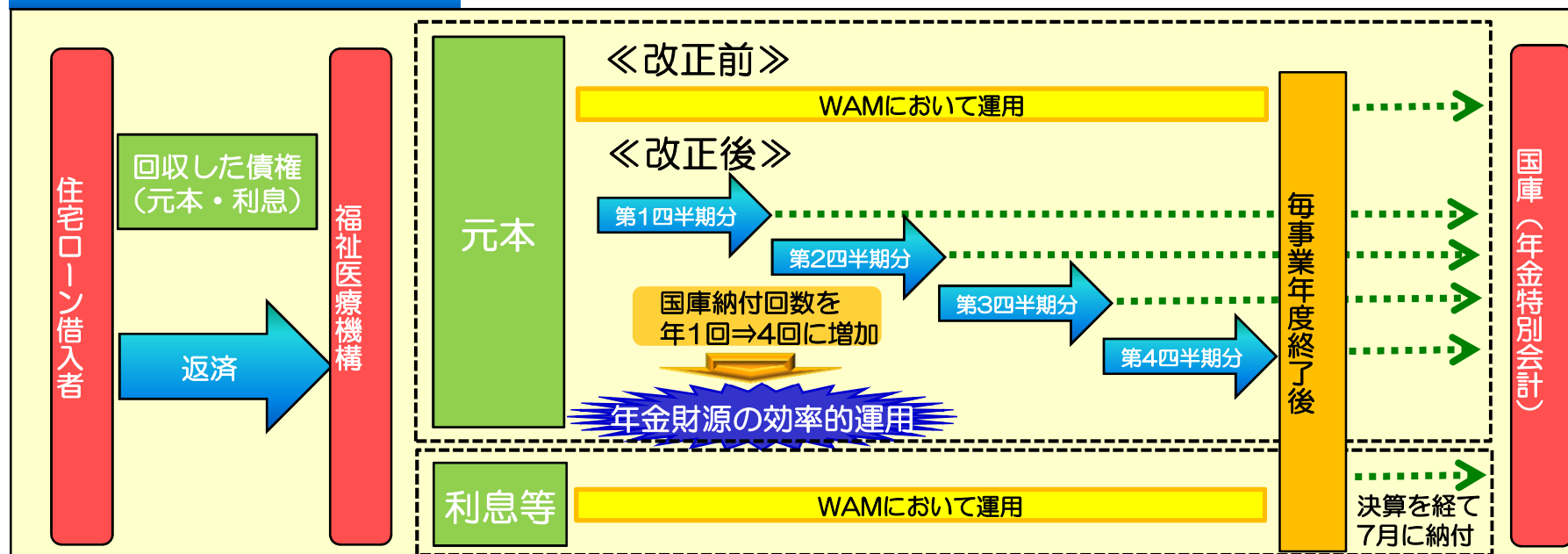
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、年1回行っている国庫納付について、資金の効率的運用の観点から、国庫納付を定期的に行うことができるよう法改正を実施

【改正前】回収金（元本、利息等）について年1回、年金特別会計に国庫納付（決算手続を経た翌事業年度）

【改正後】元本について年4回、年金特別会計に国庫納付（利息等については従前どおり）

→ 機構が回収した資金を年金給付の財源として迅速に活用することにより、年金財源を効率的に運用

改正後の国庫納付の流れ



回収した資金の年金給付の財源への活用を迅速化（国庫納付回数を年1回から4回に増加）し、年金積立金全体の運用効率を高めることにより、公的年金の給付財源に結び付く一層効率的な枠組を実現

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

評価書

P74～76

2-1 業務・システムの効率化と情報化の推進

自己評価 B

評価の視点

- ・ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減等を図っているか。
- ・ 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するために、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努めているか。
- ・ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。
- ・ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。

【評価項目2-1 評定理由】

- 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業等に係る入力作業等の委託業務の調達にあたっては、公平性及び透明性に配慮し、又は更なる経費削減効果を目的とした複数年契約による業者を選定することができた。
- 情報化推進計画に基づき福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム等について、制度上必要不可欠な改修を実施し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援した。
- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築においては、厚生労働省と機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的を開催し、全体プロジェクト計画書に沿って、システム要件定義書及びシステム設計・開発業者選定のための調達仕様書を作成し、一般競争入札（総合評価落札方式）により技術力の評価も行い、質の高い設計・開発業者を選定することができた。
- CIO補佐官によるIT人材育成のための研修や情報管理担当部署の専門性向上のための外部研修の受講を実施した。また、機構職員のITリテラシーの向上を図るため、CIO補佐官による昨今の政府機関等に対するサイバー攻撃等を踏まえた情報セキュリティの現状に係る研修を実施するとともに、業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報管理担当部署等によるOA研修及び業務システム操作研修等を実施した。

業務・システム最適化計画に基づく効率化等

業務・システム最適化計画（平成20年2月策定）

CIO補佐官の支援

計画に基づき
経費節減・契約見直し等

CIO補佐官から助言

各種の最適化対象システムにおける取組状況（平成27年度）

退職手当共済事業・年金担保貸付事業・承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務

調達仕様書の作成

- 応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮
- 明瞭かつ詳細な要件及びサービスレベルの設定
- 更なる経費削減効果を目的とした複数年契約を締結

安定した業務の質を確保

実施計画の点検

- CIO補佐官の協力による実施計画書点検リストの作成
- 業務運営のスケジュール等が適正に記載されているか内容の点検

外部委託業務の適正な管理

情報化推進計画に基づくシステム改善

第3期中期計画期間における情報化推進計画（平成25年4月策定）

計画に基づき継続的に改善

貸付総合電算システム改修

福祉医療貸付事業における
融資条件の変更に対応

事業報告書等電子報告システム及び 経営分析参考指標策定システム改修

債権管理の高度化等に対応

社会福祉法人の財務諸表等 電子開示システムの構築

プロジェクト会議を定期的で開催し、総合
評価落札方式により設計・開発業者を選定

2-2 経費の節減

自己評価 B

評価の視点

- ・ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。（中期目標：平成24年度と比べて一般管理費9%程度、業務経費3%程度の額を節減）
- ・ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。
- ・ 機構の給与水準について、国家公務員等と比較して適切な水準となっているか。中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。

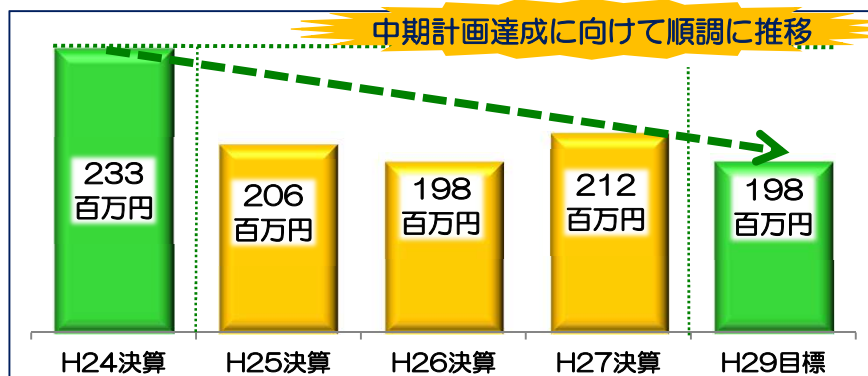
【評価項目2-2 評定理由】

- 一般管理費等の節減については、中期計画達成に向けて順調に推移している。
（H24比削減率：一般管理費▲8.7%、業務経費▲39.5%）
- 具体的には、一般管理費については、複数年度契約に伴う監査業務の効率化を加味した契約とすることにより監査経費を削減したこと、業務経費については、WAM NET事業において一般競争入札の実施等により経費を削減するなど、契約更新時において経費削減の観点から契約内容を再度見直したことなどの取組みによるものである。
- 随意契約の適正化については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく調達等合理化計画を新たに策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進した（当該計画の内容を踏まえ、平成28年2月4日に中期計画についても変更を実施）。
- 給与水準については、その適正化に向けて、組織のスリム化の推進、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員の給与体系の見直し等による人件費削減の取組みを実施し、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.9ポイントとなり、さらに、職員宿舍廃止に伴う住居手当増加影響を控除すると100.3ポイントとなり、昨年度と同水準を維持している。

一般管理費等の節減

一般管理費（節減対象経費のみ）

区分	H24年度 (基準)	H29年度 (目標)	H27年度 (実績)
金額 (百万円)	233	198	212
H24比 節減率(%)	—	▲15.0%	▲8.7%



業務経費（節減対象経費のみ）

区分	H24年度 (基準)	H29年度 (目標)	H27年度 (実績)
金額 (百万円)	1,056	1,003	638
H24比 節減率(%)	—	▲5.0%	▲39.5%



随意契約の適正化

○調達全体の全体像

(単位：件、億円)

区分	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	83.9%	86.9%	87.7%	82.6%	△3.8%	△52.5%
	52	26.0	50	12.4	△2	△13.7
企画競争・公募	4.8%	0.3%	1.8%	2.2%	△66.7%	244.4%
	3	0.1	1	0.3	△2	0.2
競争性のある契約 (小計)	88.7%	87.2%	89.5%	84.8%	△7.3%	△51.4%
	55	26.1	51	12.7	△4	△13.4
競争性のない 随意契約	11.3%	12.8%	10.5%	15.2%	△14.3%	△41.0%
	7	3.9	6	2.3	△1	△1.6
合計	100%	100%	100%	100%	△8.1%	△50.0%
	62	30.0	57	15.0	△5	△15.0

競争性のない随意契約



1者応札・応募状況



平成27年7月に調達等合理化計画を策定のうえ、同計画に基づく取組みを着実に実施し、契約の適正化を推進

3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

評価の視点

- ・ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。
- ・ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。
- ・ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。

【評価項目3-1 評価理由】

- 運営費交付金を充当して行う事業に係る自己収入の確保については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、目標値を上回ることができた。
- 福祉医療機構債券の発行については、IR活動を積極的に実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。
- 保有資産の見直しについては、国庫納付に向け国と協議を行いつつ、売却手続きを着実に実施し、引き渡し完了した用賀宿舎及び玉川宿舎については売却収入の国庫納付を行った。東久留米宿舎、上大岡宿舎、日野宿舎及び宝塚宿舎については一般競争入札を実施し、落札された宿舎について不動産売買契約を締結した。その他の宿舎については、平成28年度の一般競争入札の実施に向けて土地確定測量業務を実施するなど、第3期中期計画に基づき、国庫納付に向け適切に手続きを進めている。

当期利益（損失）の状況

法人全体 29,334百万円

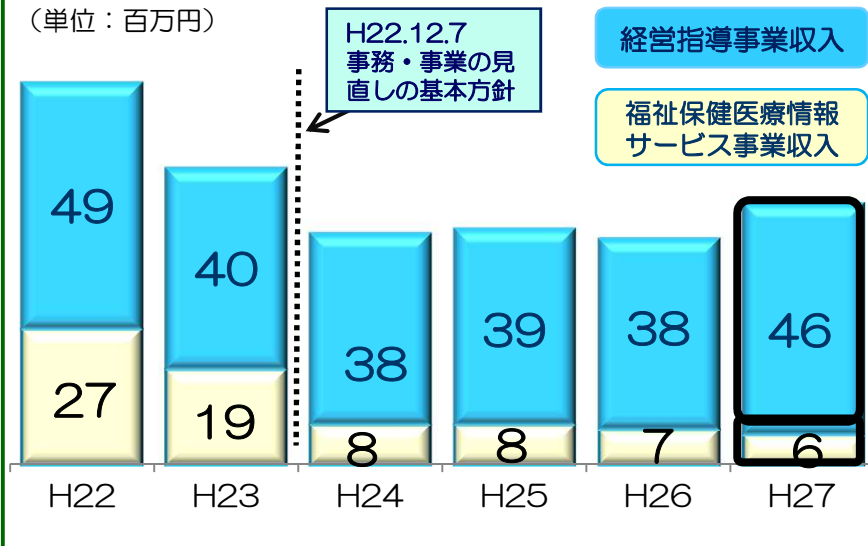
区 分	金 額	区 分	金 額
一般勘定	▲ 724百万円	年金担保貸付勘定	33百万円
共済勘定	—	労災年金担保貸付勘定	1百万円
保険勘定	111百万円	承継債権管理回収勘定	29,911百万円

（注）単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない。

運営費交付金以外の収入の確保

実績額の推移（H22～H27）

（単位：百万円）



保有資産の見直し

事務・事業の見直しの基本方針等
に基づく取組状況

《職員宿舍》

現況確認実施

各宿舍を処分するまでの最小限の管理を行いながら、国庫納付に必要な現況の詳細確認を実施

境界確定の確認等の実施

売却収入の国庫納付

売却が完了した用賀宿舍及び玉川宿舍について、3.6億円を国庫納付

入札の実施

東久留米宿舍、上大岡宿舍、日野宿舍及び宝塚宿舍について、売却のための一般競争入札を行った結果、東久留米宿舍、上大岡宿舍及び宝塚宿舍は落札（日野宿舍は不落）

不動産売買契約の締結

東久留米宿舍、上大岡宿舍及び宝塚宿舍については不動産売買契約を締結し、落札者に引き渡しを完了

平成28年度以降の取組予定

《東久留米宿舍ほか》

東久留米宿舍、上大岡宿舍及び宝塚宿舍に係る売却収入を平成28年度中に国庫納付予定

日野宿舍、小金井宿舍、千里山、高槻宿舍については中期計画達成に向け、順次、入札を実施

Ⅳ その他の事項

評価書

P96~100

4-1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

自己評価 B

評価の視点

- ・ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。
- ・ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。
- ・ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。

【評価項目4-1 評定理由】

- ガバナンス態勢の更なる高度化等を図るための組織見直し、また、地域課題の解決を目指すソーシャルビジネス（社会的事業）の担い手としてますます重要な役割を果たすことが期待されている福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで実施するための組織見直しを平成28年4月から実施することを決定し、更なる効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。
- トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的に開催（原則月2回）し、重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断するとともに、役員連絡会を定期的に開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。
- 社会福祉法人の経営の高度化に向けた支援については、福祉医療貸付部、顧客業務部及び経営ポートセンターが連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される社会福祉法人からの相談に迅速に対応することのできる態勢を整備するとともに、当該法人の経営状況に即した適切な対応を実施した。
- 東日本大震災への対応については、引き続き、各事業の連携のもと適切に対応し、被災地の復興を支援するとともに、災害救助法の適用となった平成27年9月の台風18号による大雨被害に対しては貸付関係部が連携し、当該地域における全貸付先（716件）について被害状況のフォローアップを実施するなど、被災施設の復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するため、機構の総力を挙げて支援に取り組んだ。

業務運営体制の継続的見直し

平成27年度 業務運営体制の見直し

福祉貸付部と
医療貸付部の統合

〔 機構業務の
更なる効率化 〕

信用リスク
管理部門の拡充

〔 ガバナンス態勢
の充実・強化 〕

平成28年度 業務運営体制の見直し

企画室を再編し
企画管理部の創設

〔 ガバナンス態勢
の充実・強化 〕

助成事業部を再編し
NPOリソースセンター
を創設

〔 顧客サービスの向上 〕

経営企画会議等の運営

－ 経営企画会議（平成15年10月設置） －
 ≪トップマネジメントを強力に補佐し、業務運営の効率化を図ることを目的に設置≫

◆平成27年度における経営企画会議の運営◆

重要事項への対応

平成27年度進発・
理事長示達

全役員による平成27
年度重点目標の指示

平成28年度計画
の策定

平成26年度
業務実績評価の検証

年金担保貸付事業の
貸付金利の検証 等

業務進捗状況等の監視

QMSに基づき定期的に業務の進捗状況
及びプロセスの監視を実施

理事長所感

理事長の経営姿勢や考え方を
役職員に周知徹底

－ 役員連絡会（平成23年4月設置） －

組織内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底

≪理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進≫

機構の重要事項に関して
トップマネジメントを強力に発揮

モニタリングを通じて
効率的・効果的な業務運営を実施

組織横断的な議論の実施
組織全体で問題意識を共有

4-2 業務管理（リスク管理）の充実

自己評価 A

評価の視点

- ・ 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図っているか。
- ・ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。
- ・ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。

【評価項目4-2 評定理由】

- 定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、平成27年度コンプライアンス・プログラムに基づき、機構内コンプライアンスの周知徹底を目的とした役職員向けe-ラーニング研修を実施するなどガバナンスの更なる高度化を図った。
- 平成27年度リスク対応計画に係る実績評価等を実施し、金融検査マニュアルの各項目に対する機構の対応状況の乖離（ずれ）を確認し、課題を認識するとともに、洗い出された課題についてPDCAサイクルを通じた分析・評価、改善活動を行った。
- 情報セキュリティ対策については、技術的対策として、平成27年6月1日に判明した特殊法人における個人情報の流出事案を踏まえ、機構のネットワーク環境をインターネットに接続する環境（オンライン）と機構内の閉じた環境（オフライン）に分離し、ネットワークの二重化を行い、個人情報についてはオフラインで管理することにより、万全のセキュリティ環境を整備した。
- さらに、役職員向けに標的型攻撃メール対処方法及び情報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング研修）を実施するとともに、セキュリティ研修の内容について理解状況を確認するため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化に取り組んだ結果、標的型攻撃訓練メールの添付ファイルを開封しなかった者の比率が平成26年度の88.7%から平成27年度には97.6%に改善され、情報セキュリティに対する役職員の意識の向上が図られた。
- これらを踏まえ、A評価とした。



内部統制の更なる充実

ガバナンス委員会の開催

12回開催し、モニタリング等を実施

リスクベースアプローチによる内部監査の実施

- ・ リスク管理の重要性、課題が認められる業務の重点的監査の実施
- ・ 業務改善活動状況の監視

業務継続計画（BCP）の見直し

- ・ 災害時想定訓練等を通じて災害時対応に係る課題の洗い出しや優先復旧業務に係る目標復旧時間の見直し等、業務継続計画の見直しを実施
- ・ 情報システム復旧計画に基づく災害時を想定した初動訓練等を実施

リスク対応計画による実績評価と策定

- ・ 金融検査マニュアル全項目に対応する年度計画及び実績評価の策定
- ・ 認識された課題解決のための改善活動の実施

事務リスクに係る自課検査の実施

- ・ 部署ごとの業務特性に応じた自課検査チェックシートによる検査の実施（月1回）
- ・ 統括管理責任部署によるモニタリングの実施（年4回）

コンプライアンスプログラムによる研修の実施

- ・ 全役職員向けに機構内コンプライアンスの周知徹底を図るため、e-learningによるコンプライアンス研修の実施（年2回）
- ・ 研修時のアンケート結果などを基に平成28年度プログラムを策定

金融検査マニュアルの各項目に対する対応状況の乖離（ずれ）を確認し課題を認識するとともに、洗い出された課題についてPDCAサイクルを通じた分析・評価、改善活動を実施

【ガバナンス】

経営管理
（ガバナンス）

【法令等遵守】

法令等遵守

【リスク管理】

統合的リスク

信用リスク
資産査定

市場リスク
流動性リスク

事務リスク等
システムリスク

【顧客対応】

顧客保護等

金融円滑化

I 経営陣による態勢の整備・確立状況

基本方針の策定（Plan）

内部規程・組織態勢の整備（Do）

評価（Check）

改善（Act）

II 管理責任者による態勢の整備・確立状況

内部規程、マニュアル等の
策定（Plan）

諸施策の実行（Do）

評価（Check）

改善（Act）

III 個別の問題点

PDCAサイクルとは無関係に、関連する問題を広範囲に渡って列挙する

情報セキュリティ対策の強化

◆機構業務の特徴◆

- ▶ 大量の個人情報等（約210万件）の重要情報を取扱っていること
- ▶ 情報システムにより取扱いをしていること（以下の5システム）

貸付総合電算システム



福祉医療貸付事業に係る
融資先等データ 約4万件

退職手当共済業務処理システム



被共済職員等データ
約150万件

心身障害者扶養保険システム



加入者等データ
約22万件

年金担保資金貸付システム



借入者データ
約33万件

年金住宅等融資債権管理回収システム



債務者データ
約3千件

個人情報等管理の強化における
情報システムにおける
必要性

◆特殊法人における個人情報流出事案を踏まえた迅速な対応◆

6/1 ▶ 特殊法人における個人情報流出事案発生

6/2 ▶ 情報セキュリティ管理者より、標的型攻撃メールに対する対応方法について全役職員に指示

6/3 ▶ 臨時役員連絡会を開催し、以下について決定

- ・ 個人情報を取り扱う場合は、オフラインPCで作業
- ・ オンライン状態のPCに個人情報データを保存しないなど

6/4 ▶ 臨時役員連絡会を開催し、以下について決定

- ・ 不審メールを未開封とすることの一層の徹底
- ・ 年金担保貸付事業等に係る個人情報を含むデータのオフライン環境への移行（6/5に対応）

6/30 ▶ ネットワークの二重化を実施

9/28 ▶ PC 2 台化によるネットワークの完全二重化を実施

特殊法人における個人情報流出事案を契機に、大量の個人情報等の重要情報を取扱う機構業務の特徴を踏まえ、速やかにネットワークの二重化を実施

情報セキュリティ対策の更なる推進

平成27年度の取組み

◆ 技術的対策 ◆

ネットワークの二重化

当機構のネットワーク環境をインターネットに接続する環境（オンライン）と個人情報等を保存する当機構内に閉じた環境（オフライン）に完全分離

メール受信時の確認画面強化

受信時の確認画面に、差出人や添付ファイル等の注意すべき事項を強調して表示

ファイルの自動暗号化

自動暗号化ソフトを導入し、すべての電子ファイルを暗号化

フリーメールの遮断

標的型攻撃メールでよくみられるフリーメールのブロックを実施

exeファイル等実行形式ファイルの実行の技術的禁止

PCの自動ロック など

◆ 人的対策 ◆

標的型攻撃メール対処訓練

情報セキュリティ対策の強化に取り組んだ結果、標的型攻撃訓練メールの添付ファイルを開封しなかった者の比率が平成26年度の88.7%から平成27年度には97.6%に改善され、情報セキュリティに対する役職員の意識が向上



情報セキュリティ研修（eラーニング）

情報漏えいを未然に防止するため、役職員向けに標的型攻撃メール対処方法に係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（eラーニング研修）を実施

業務改善活動の活性化

《業務改善活動の活性化への取組み》

ワークライフバランスの取組み

育児休業取得者の職場復帰支援

仕事と介護の両立のため介護支援研修を実施

業務効率化のための創意工夫ある取組み

業務改善活動の推進

技術的対策としてネットワークの二重化を行い、万全のセキュリティ環境を整備したことに加え、人的対策として標的型攻撃メール対処訓練等を実施することにより情報セキュリティに対する役職員の意識が向上

4-3 人事に関する事項

自己評価 B

評価の視点

- ・ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施しているか。（中期計画：①組織編成及び人員配置の見直し ②人事評価制度の適正な運用、③職員の資質向上のための各種研修の実施）
- ・ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。（期初の常勤職員数299人）

【評価項目4-3 評定理由】

- 人員に関する指標については、目標値を達成することができた。
- 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職の副参事制度を導入するなど、組織の活性化に向けた取組みを実施した。
- 政府が女性の活躍推進に向けた取組みを進めるなか、機構においても女性の積極登用にに向けた取組み（役員への女性登用等）を行った。
- 人事評価制度については、その適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させるとともに、評価スキルの向上等を目的として評価者である管理職を対象にした人事評価研修を実施した。
- 役職員に対する研修については、昨年度から引き続き係員を対象として機構業務に必要な基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を実施するなど、研修内容の充実を図った。

職員の人事に関する計画

人事評価制度の運用

制度の導入

15年度 人事評価制度の試行実施
16年度 人事評価制度の本格導入

制度の運用開始・反映

17年度～ 評価結果を昇給・賞与へ適切に反映

制度導入の効果

- 個人目標の明確化による、職員の意識改革と業務管理の向上
- 職員の努力が賞与に反映されることによる、職員の士気の向上

平成27年度は評価スキルの向上等を目的として評価者である管理職を対象に人事評価研修を実施し、適正な運用を図った。

人員に係る指標（常勤職員数の推移）

〔中期計画〕 期初の100%以内（299人）

〔実績〕 259人（再雇用職員4人を含む）

